

(第一類 第五号)

第五十五回国会 大蔵委員会 議議録 第三十一号

(五三五)

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 鮎岡 兵輔君

理事 河野 洋平君

理事 永田 亮一君

理事 村山 達雄君

理事 山中 貞則君

理事 阿部 助哉君

理事 村山 秀吉君

理事 永末 英一君

理事 大藏 大臣

人事院 総裁

人事院 人事事務局長

総理府 人事局長

大蔵政務次官

大蔵省 主計局次長

大蔵省 主税局長

郵政省 人事局長

大蔵省 主計局給

厚生省 保険局保

運輸省 鉄道監督

事官 大臣官房参

日本国有鉄道厚

生局長

同(岡澤完治君紹介)(第二七六二号)

同(細谷治嘉君紹介)(第二七六三号)

同(桂木鉄夫君紹介)(第二八一五号)

同外五件(進藤一馬君紹介)(第一八五五号)

金鷗勲章賜金国庫債券の即時支払いに関する請願(八田貞義君外一名紹介)(第一八五四号)

は本委員会に付託された。

黒住 忠行君

志村 静男君

中西 幸雄君

同(岡澤完治君紹介)(第二七六二号)

同(細谷治嘉君紹介)(第二七六三号)

同(桂木鉄夫君紹介)(第二八一五号)

同外五件(進藤一馬君紹介)(第一八五五号)

金鷗勲章賜金国庫債券の即時支払いに関する請

願(八田貞義君外一名紹介)(第一八五四号)

は本委員会に付託された。

同月十日

公認会計士特例試験延長等反対に関する請願外

四件(足立篤郎君紹介)(第二七六一号)

同(松野幸泰君紹介)(第二七六二号)

同(野村義典君紹介)(第二七六三号)

同(大村義典君紹介)(第二七六四号)

同(西岡武夫君紹介)(第一八五五号)

同(西岡茂太郎君紹介)(第一八五四号)

金鷗勲章賜金国庫債券の即時支払いに関する請

願(八田貞義君外一名紹介)(第一八五四号)

は本委員会に付託された。

計理士の名称の使用に関する法律案起草の件

内田委員長 これより会議を開きます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第八七号)(參議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一一八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一一九号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二〇号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二一号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二三号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

法律案(内閣提出第一二八号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国とブラジル合衆国との間の条約の実

施に伴う所得税法及び法人税法の特例に関する

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する
二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆
国との間の条約(以下「条約」という。)を実施す
るため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の特
例その他必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)
第一条 この法律は、所得に対する租税に関する
二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆
国との間の条約(以下「条約」という。)を実施す
るため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の特
例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当、利子又は使用料に対する源泉徴収に係
る所得税の税率の特例)

第二条 ブラジルの居住者(所得税法第二条第一
項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に
規定する外國法人(同項第八号に規定する人格
のない社團等を含む。)で、ブラジル合衆国の条

約第三条第一項に規定する居住者であるものを

いう。以下同じ。)が支払を受ける約第九条第一項に規定する配当で同条第二項第二文の規定

に該当するもの、約第十条第一項に規定する利子で同条第二項(a)から(d)までの規定に該当するもの及び約第十一条第一項に規定する使

料のうち、同法の施行地にその源泉があるもの

(その者の同法の施行地にある約第四条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。以下「配当等」という。)に対する同法第百七十条、

百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子又は使用料に対する申告納税に係る所得税等の軽減)

第三条 所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当するブラジルの居住者が配当等に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該配当等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

第四条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で約第三条第二項の規定により約の

適用上ブラジル合衆国の居住者とみなされるものは、同法第二条第一項第五号に規定する非居住者とみなして、同法(第十五条及び第十六条

を除く。)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第五条 大蔵大臣は、約第七条第二項の規定の適用がある者に係る約第三条第二項の合意を

する場合又は地方公共団体が課する租税に関し

約第二十五条第二項の合意をする場合には、

あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方

公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、約の効力発生の日から施行する。

2 第二条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の翌年の一月一日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

3 第三条の規定は、施行日の属する年の翌年の

一月一日(同条第一項に規定する者が法人であ

る場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する所得について適用する。

。

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェー王国との間の約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十三号)の全部を改正する。(趣旨)

第二条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の約(以下「約」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に對する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第一条 ノルウェーの居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。)で、ノルウェー王国の約第四条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。)が支払を受ける約第十一条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用につ

が、この法律案を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

る所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。
(配当、利子、使用料等に対する法人税の軽減)
第五条 法人税法第百四十二条第一号に掲げる外國法人に該当するノルウェーの居住者である法人(同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち、該所得に對応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当(次号の配当に該当するものを除く。)に係る所得 百分の十三
二 第二条ただし書に規定する配当に係る所得 百分の八・七
三 第三条第一項に規定する利子、使用料又は収入に係る所得 百分の八・七

2 前項に規定する法人税額のうち、該所得に對応する部分の金額として同条第二項のうち前条第一項各号に掲げる所得に對応する

二 都民税の法人税割 百分の八・九
三 都民税の法人税割 百分の十四・七
2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に對応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に對応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十二条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。
(双方居住者の取扱い)

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
附 則

2 第二条及び第三条中所得税法第百七十条及び第一百七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェーとの間の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という。)第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百一十三条第一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるものについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第六条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で条約第四条第二項の規定により条約の適用上ノルウェー王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

第八条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に関する手続(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに關する手続)について、これをするものとする。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官小沢辰男君。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申しあげます。

政府は、さきにわが国とブラジル合衆国との間の租税条約に署名いたしました。この条約については、別途、今国会において御審議を願つてゐるのですが、この条約を国内において実施するためには、法律により特別の定めを必要とするものがありますので、これにつき所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

まず、配当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉徴収所得税に関する事項であります。わが国の所得税法によりますと、非居住者または外國法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては、二〇%の税率により

源泉徴収所得税を徴収することになります。が、このたびの租税条約では、親子会社間の配当、一定範囲の利子及び工業所有権者等、特定のものにかかる使用料につきまして、それれ一〇%をこえてはならないとされています。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率を、それぞれその条約上の最高限度である一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国に支店等を有しているものにつきましては、国内法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料にかかる所得とこれら以外の他の所得とを合算して課税するたてまえになつております関係上、配当等につきまして租税条約で定める制限税率をこれで課税されることとなる場合がありますので、その点を考慮して、総合課税の場合の税率につき、租税条約の規定に適合するよう所要の軽減措置をとることといたしております。

その他、このたびの租税条約を実施するにつきまして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を設けております。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノルウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、さきにノルウェー王国との間の租税条約に署名いたしました。この条約の締結の承認については、別途今国会において御審議を願つてまいりますが、この条約は、昭和三十四年二月に両国間で調印された現行租税条約を全面的に改定するものであります。現行条約を国内において実施するための特別の法律として所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律があるわけであります。が、現行条約の改定に伴い、これにつき所要の立法措置を講ずるため、現行特例法の全部を改正する必要があるので、ここにこの法律案を提

出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉徴収所得税に關する事項であります。

わが国の所得税法によりますと、非居住者また

は外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権等の使用料につきましては、二〇%の税率により源泉徴収所得税を徴収することになります。

しかるに、このたびの租税条約によりますと、配当につきましては親子会社間のものを除き一五%

親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の

使用料につきましては一〇%を、それぞれこえて

はならないとされています。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税の税率を、それぞれその条約上の最高限度である一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが国

に支店等を有しているものにつきましては、国内

法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料にかかる所得と、これら以外の他の所得とを合算し

て課税するたてまえになつております関係上、配

当等につきまして租税条約で定める制限税率をこ

のそ点を考慮して、総合課税の場合の税率につ

いて制限税率をこえることのないよう、所要の措置

を講じております。

その他、このたびの租税条約を実施するにつき

まして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を

設けております。

以上、この二法律案の提案の理由及びその内容を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたしました。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は、後日に譲ります。

正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として、お手元に配付いたしてあります名簿のとおり、証券投資信託協会会長、山一証券投資信託委託株式会社社長の間島達夫君、野村証券投資信託委託株式会社社長の神原藤佐尾君、日興証券投資信託委託株式会社社長の大

飼重幸君並びに大和証券投資信託委託株式会社社長の西村正己君がそれぞれ御出席になっております。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいた

ただき、ありがとうございました。

本委員会におきましては、本案につきまして審議を行なつておるのであります。参考人各位におかれましても、何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

まず、間島参考人から証券投資信託協会会長と議を行なつておるのでありますが、参考人各位におかれましても、何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいた

ただき、ありがとうございました。

まず、間島参考人から証券投資信託協会会長と議を行なつておるのでありますが、参考人各位におかれましても、何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいた

ただき、ありがとうございました。

まず、間島参考人から証券投資信託協会会長と議を行なつておるのでありますが、参考人各位におかれましても、何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいた

ただき、ありがとうございました。

まず、間島参考人から証券投資信託協会会長と議を行なつておるのでありますが、参考人各位におかれましても、何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいた

ただき、ありがとうございました。

最初に陳述さしていただきたいと思います。

最初に申し上げたいことは、今度政府で御提案

になりました投資信託法の一部を改正する法律案

は、業界といたしましても、その内容について納得いたしておりますので、ぜひ成立することを希望しております。続まして、協会会長といたしまし

て、最近の投信の概況を申し述べ、われわれの心

がまえと申しますが、そういうものを申し上げて御参考に供したい、こう思うわけでございます。

最近の投資信託は、皆さま御承知のように、こ

こ二、三年非常に振ないのでございまして、これは株式投信でございますけれども、ここ二年半というもののずっと減り続けておるわけでございま

す。

数字がお手元にあるかと思いますが、御参考に申し上げますと、昭和三十九年の十二の末

でございますが、株式投信は一兆一千六百十五億五千八百万円の元本を持っておったわけでござい

ますが、ことしの六月の末には、それが非常に減りました七千四百七十三億八千三百万円、非常な

激減ぶりでございます。公社債投信は、これはふえておりまして、これが幾らかなぐさめでござい

ます。株式投信は、いま申しましたように非常に減り続けておるというのが現状でございます。た

だここで、多少われわれが心を休めておりますのは、減り方がなんだん減ってきておる、こういう

ことでござります。参考に申し上げますと、三十

九年の十二月とことし六月末の数字を申し上げましたけれども、その間、実に減った額が四千百

四十一億七千五百万円でございます。この内訳を申しますと、四十年中に千九百五十二億円減って

おります。四十一年、昨年一年中、これは暦年でございますが、ことしに入りました、これは半年でございました。四月から六月までに五百三十四億円減っております。だんだん減り方が少なくなってきたと

いう点におきまして、私ども幾らか明かるい気持ちになつておる、こういうことを申し上げたいと

思います。

実は、この元本の減ると申しますのは、われわれといたしましては非常にたいへんなことでございまして、運用からいたしますといふと、ほとんど売り一方の運用になるわけでありまして、非常

に運用がやりにくいということでございまして、われわれはここ二年半の間非常に胸を痛めておる

のが実情であります。

皆さんは先刻御承知だと思いますが、新聞紙で
われておりますように、なぜこんなに投信が減つ
てきたのか、悪くなつてきただのか、こういう点を
申し上げますと、過去、高度成長時代にこれは躍
進に躍進を続けまして、非常に膨張いたしまし
た。かくて加えまして、非常に高率な分配をいた
しました。それから償還いたしますときには、お
そらく二倍以上の償還、五千円のものが一万二千
円とか一万三千円で返す、そういうものだとい
ことをお客様さまに非常に深く植えつけてしまつ
た、ところが、高度成長の時代が終わって、株式
市況が沈滞した、こういう時代になりますと、そ
の裏目が出まして、分配は非常に低くなる、それ
から元本は割れる、こういう状態を現出したわけ
であります。最近も、お客様の手紙を見ます
と、いまのようなことではとても投信は買えない、
昔のような投信をひとつやつてくれというような
御注文があるわけでございますが、非常にその点
で投資家のイメージをこわしたということが大き
な原因になつておるかと思います。

そこで、私どもいたしましては、一日も早く
投資家の信頼を回復しまして、何とかこれを盛り
返したいという気持ちに燃えておるわけでござい
ますけれども、それにわれわれはどういうこと
をしたらいいか、その根源を探りますと同時に、
われわれは非常に反省を重ねまして、どう
いうことをやつたら投資家の信頼を回復できるか
ということに腐心いたしたわけでございまして、これをま
ず第一にやろうじゃないか、それから派生いたし
まして、株式の組み入れ限度、これはいままでは
幹であるということに気がつきまして、これをま
いときはよろしいのですけれども、下がつたとき
には非常にへつこみがひどい、下がり方がひどい
ということで、基準価格に痛みを与えるというこ
とで、株式の組み入れ限度の検討をいたしまし

コロガシというと、ころが悪いのですけれども、信託財産相互間の取引、売買ということことでござりますが、いわゆるコロガシということ、これも過去世は、やり過ぎたということを反省しなければならない。それから、基準価格の下がるのをとめる一つの歯止めといたしまして、株価変動準備金といふようなものの積み上げの率を上げまして、だんだん歯止めを大きくした、防波堤を高くした、こういうことをやりました。実はここ二、三年来、われわれはそういうことにつきましていろいろ制度の改善をやってまいりましたが、私どもといたしましては、現在の段階でやれることはほとんど全部やった、こういうことが言えようかと思つてあります。その中で、昨年の十一月に協会できめました投信制度の改善要綱というのがござりますけれども、今までやりました改善の中でこれが一番大きなものでございました。

証券会社からいかに分離独立するかということがあります。その二は、証券投資信託協会による自主規制の強化ということをございます。過去、募集のできるときは幾らでもやった、それから幾らでも株式を組み入れたというようなことが災いいたしまして、非常に基準価格の下落、元本割れということを現出した点にかんがみまして、協会の自主規制の強化ということをはかつて――具体的に申しますと、理事会に会員外の理事をお入れし、もう一つは、協会の審議会的な機構、評議員会というのを設けまして、この中にまた業界外から半分をお迎えしていろいろ御意見を聞く、われわれとして一番これを期待しておりますのは、非常に株式状況がよくなって、投信が売れてしまうがない早くそういう時代が来ればいいのですが、そういう時代が来た場合、いわゆる過熱の時代に、われわれひとつ自肅して、募集額は幾らでもやらないで、なるべくそれは適正なものにとどめておこうということをやろうじゃないか、あるいは、組み入れ比率はいま七〇に押えております。これはユニットでございますが、これも、こういうふうに過熱してきたらひとつ考え直そう、そういうことを自動的にやる機構といたしましてそういうのをつくろうじゃないかということを考えまして、すでに定款の改正をしたわけでござります。

その他は、先ほど申し上げましたように、株式の組み入れ限度、それから早期解約の防止――非常に解約が多いものですから、早期解約の防止をするとか、価格変動準備金の率を上げるとか、信託報酬の取り方を合理的なものにするとかということをきめたわけでございます。

これで、大体私どもとしてやれるることはやつたつもりでございますが、なお法律を待たなければできないことということで、今度の改正法案はわれわれの制度改正の総仕上げという形であらわれた、こういうふうにわれわれは理解しておるわけでございます。

す理由と申しますのは、われわれ業者といたしまして、この制度の改正あるいは改善というようなことが新聞に出まするというと、そういう業界に問題のある品物というのになかなか売りにくい。私は各地を回りましてそれは痛感したわけなんですございます。客は非常にきらうわけなんでござります。そこで、改正法案がここで通りまして、一応投信制度の改善改正はこれで終わったのだということになりますと、その面のことはもう新聞にも出なくなるということで、われわれとしては、それを出发点といたしまして、これから的发展のために前向きな努力を続けていきたい、もちろん専心これに打ち込む、真剣に打ち込んでいきたい、こういうわけで、早く改正とか改善というあれを打ち切りたいという意味で私は成立を希望しました、こういうことでございます。ただ、私どもは、これを出发点と申し上げましたのは、これでわれわれは制度改正した、法律も通ったということで、すぐく品物が売れるということは一つも考えておりません。そんな甘いことは考えておりません。これから投資家の信頼を回復した上に、投資家が非常に魅力のあるものだとと思うような商品をつくっていかなければならぬ。現に一生懸命つくっておられますけれども、まだまだ足りませんので、これから大いに勉強して、そういうものをつくって投信の販売を伸ばしていきたい、こういふように念願しておるわけでございます。

幸いに、この投資信託という制度は、大衆の資金を資本市場に導入する一つのバイブルといたしまして、一般からも、これは国民経済的に非常に重要なものであるということを認めていただいておりますのですが、一方におきまして、アメリカあたりでも最近非常に投信が伸びておりますが、そういう例を見ましても、投信というものは、必ず大衆に受けれる品物であるという確信を持つておりますので、どういう両面から、われわれは投信といふものは非常

に将来に大きく発展する、伸びる可能性を持つた事業であるということを確信しておるわけでございますが、私どもは、そういう将来の明かるさを見詰めながら、一生懸命努力したいと考えておるわけでございます。

一応、これで私の陳述を終わらしていただきま

す。ありがとうございました。

○内田委員長 御苦勞さまでした。

○内田委員長 これより質疑に入ります。

通告がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 私ども、実は投資信託法の改正を審議をいたしております中で、今度の改正は、私どもが当委員会でこれまでいろいろ取り上げてまいりましたことを体系的に法制化したものでありますから、法案の内容が投資家保護に徹しておるという点において、私たちは望ましい改正だと思っております。ただ、法律というものは、御承知のように制度のワク組みができても――その制度の中で現実に投資信託を運営をしていかれる代表的な投信委託の四社の社長のお越しをいたしましたのは、皆さま方をひとつ投資信託の代表者とみなして、少なくとも投資信託法が考えておる方向を具体的に経営なり運用なり、そういう点で生かしていたところでのなければ、私ども、国会で投資信託法の改正をいたしましても、画竜点睛を欠くといふか、きわめてむなしの作業に終わるわけでありましたから、本日、投資信託法の採決を前にして皆さんにお越しをいただいて、皆さんがこれまでいろいろおやりになってきた中で問題のあった点があると思いますし、その問題のあつたことが、いま協会長のお話のような今日の投資信託の一つの停滞といいますか、問題の大好きな原因だと思つておりますから、やはり私どもは、そういう反省の上に、いま協会長がおつしやった新しい出発ならば、新しい出発にふさわしい皆さんの決意を

少しつきり承っておきたい、こう思うわけであ

ります。

この前の委員会でいろいろな議論をいたしましたけれども、この法律の最も重要な問題としてあります。そこで大蔵省に、この間の一定期間

というは一体どのくらいなんだ、本業から委託したけれども、この法律の最も重要な問題としてあります。そこで大蔵省に、この間の一定期間に来て、委託から今度帰るときには一定期間たなければそちへ帰れないという一定期間というのは「一体どのくらいだと聞きましたが、大蔵省は

いかにして証券会社、要するに、一般的に業

界のことでは本業と呼ばれておる証券会社と皆さんは、この問題をいろいろ論議をしてまいりました。

この問題をいろいろ論議をしてまいりました。しかし、残念ながら、極端な言い方をすれば、今日まで必ずしも私どもが期待をしておったような状態になつてないというふうに私は実は感じておるわけであります。この問題が一つ。

次には、投資家保護という観点から見まして、

これは対本業にも関係がありますけれども、投資信託の内部におけるいろいろな問題点によって、

ある部分の投資家は有利になるかもしれないけれども、かえってそのためにある部分の者が不利にならざるというような問題もこれまで見受けられたわけ

でありますから、それについて、今度法律によつて定めを置くことにいたしました。これ

も、この間当委員会で質問をいたしたわけでありましたが、あとは省令、政令その他にゆだねられる

まで論議が詰まつてしまつたのでしたら、各

社のほうから、おののお考えになつておる期間等をお答えいただければ、こうだと思ひます。

○島参考人 それでは、お答え申し上げます。

三つほどおつしやつたのでござりますが、最初の、二、三年いろいろ制度改正をやつてきたけれども、実際見てみると、まだ改まっていない点があつた線で運営してまいりたい、こう思つておる

つけまして、一そろ注意して、制度改正の趣旨に

あつた線で運営してまいりたい、こう思つておる

わけであります。

それから、途中は省令のお話でございました

が、最後の役員人事の問題でござります。昨年の十一月にできました改善要綱、先ほどちょっと私申し上げました中の本業との役員の交流の問題でござりますけれども、私は、本業からもらうこと

はある、これは人がない場合に、ことに運用部長などは、急にほかから持つてきましてもうまくいかないという点で、将来はわかりませんけれども、とりえず、やっぱり本業からもらわなければ

いふことにしたい、ただし、これを実現するため

は考えておるわけであります。

そこで、実質分離の問題でありますけれども、

私ども、実はこの間の、皆さんが十一月の十四日

でござりますか、協会でおきめになつた改善要綱

부분がありますから、ここらはきょう皆さん方、実際に運用をなさる責任者から少し問題点を明らかにしておいていただきたい、こういうふうに実

るわけであります。

そこで、実質分離の問題でありますけれども、私ども、実はこの間の、皆さんが十一月の十四日申し上げました中の本業との役員の交流の問題でござりますけれども、私は、本業からもらうことはある、これは人がない場合に、ことに運用部長などは、急にほかから持つてきましてもうまくい

かないという点で、将来はわかりませんけれども、とりえず、やっぱり本業からもらわなければいふことにしたい、ただし、これを実現するため

は考えておるわけであります。

そこで、実質分離の問題でありますけれども、

私ども、実はこの間の、皆さんが十一月の十四日

でござりますか、協会でおきめになつた改善要綱

の御承知のとおり、現在投資信託はまだ非常な苦

難期に遭遇し続けておりますし、まだ振わないとい

う意味の不振の状況を脱し切れないようなとき

でもござりますので、この際、われわれもこれ

ばならない。しかし私は、本業からもらった場合に、役員としてもらつた場合には本業へ帰さなければなりません。そのかわり、全部骨まで見るから、本業へ帰るつもりは捨てて、委託に骨を埋めるつもりでやつてもらいたいというふうに話してございます。そのかわり、委託の分離独立のためには非常に強くなつてくれということを私ども言つておりますので、向こうへ帰ることは全然

考えおりませんので、年限が二年か三年か知りませんけれども私は、実はその点はあまり問題に

していらないということを申し上げたいと思うのであります。

そこで、これは確かに経営上の問題であります

から、ひとつ皆さんのほうで大体の目安――これ

は個人的いろいろな事情もありましょから――

法律にいくとは私も考えておりませんが、大体の目

安はどのくらいの期間を置かなければならぬとい

うふうに考えていらっしゃるのか、そちらの点に

ついて、これも問題がこういうかつこうでござい

ますから、まず協会長のほうから、もし協会として

の目安があればお答えいただきたいし、また、そこ

まで論議が詰まつてしまつたのでしたら、各

社のほうから、おののお考えになつておる期間

等をお答えいただければ、こうだと思ひます。

○島参考人 それでは、お答え申し上げます。

まで論議が詰まつてしまつたのでしたら、各

社のほうから、おののお考えになつておる期間

等をお答えいただければ、こうだと思ひます。

○堀委員 ただいまの御意見は、これは協会長と

してでしようか、山一投信委託の社長としてです

か。どちらか、ちょっと承りたい。

○島参考人 どうも申しわけありませんでした。

私の方のいまの最後の答えは、山一投信の社長とし

ての意見でございます。出過ぎたことを申し上げ

て申しわけありませんでした。

○堀委員 問題の性格が私も前段で申し上げたよ

うに、協会長としてお答えになれるかどうか、そ

ういう話がついでれば別ですが、そうでなければ

ば、各社からお答えをいただくつもりだったわけ

です。それが、きょう四社においでいただいた最

大の理由でありますし、問題が非常に複雑で、多

少微妙な問題もありますから、それでは、次々に

ちょっとひとつ各社長からいまの問題についての

意見を承りたいと思います。

○神原参考人 私、野村証券投資信託委託株式会

社の神原でございます。

かねがね、投資信託につきましてたいへんなみ

なみならぬお力添えをいたしておりますので、こ

のお席をお借りいたしました、厚くお礼を申し上

げる次第でござります。

に全力をぶち込んで、早く信頼がさらに一段と高まり、また、投資信託の発展がさらに堅実に前向いて進んでいけるよう努力をいたしておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと存じます。

先ほど壇委員からいろいろおとばをちょうだいいたしまして、われわれといったしまして、肝に銘する点も多々あつたわけございます。その中で、特に御指摘の点は、この特定証券会社、私のほうで申しますと野村証券会社でございますが、それとの間の関係について御心配をいたしておるのではないかと存する次第でございますが、この点につきまして、少なぐとも私たは、大体投資信託といふものは証券の投資代行の制度である、それで、われわれとしましては、膨大な受益者のとうとい財産をお預かりしておるものである、そういう立場を常に踏まえておるつもりでございまして、それだけに、責任が非常に重い、また大きさいます。特に、いろいろと高度成長時代の行き過ぎなり、あるいは過熱期に遭遇いたしましての全般としての安易な動き、そういう面もいろいろございまして、全般としていろいろと御批判を承ったわけでございます。その御批判も、われわれといたしましては、これを率直に受け入れまして、なお、われわれ自身で十分に反省をいたしまして、悪いところは大いに改めなければいけない、今後とも前向きで、御批判の点はわれわれとして納得のいける点は十分ひとつ改めていかなければならぬという気持ちでござります。

それで、大体投資信託といふものは、兼営時代は別といたしまして、その後分離されたあとでは、この運営の主体は、やはり委託会社でなければいけないのではないかという気持ちでおりますし、その点は、前よりもさらに気持ちとして徹底いたしておる気持ちでございます。そして、それだけに、委託会社が主体的な自立的な立場から投資信託の運営をやるということにならなければな

らぬのではないか。また、その中に「一番肝心な大事なこと、主眼点は、財産の運用でございます。」で進んでいけるように努力をいたしておりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと存じます。

先ほど壇委員からいろいろおとばをちょうだいいたしまして、われわれといったしまして、肝に銘する点も多々あつたわけでございます。その中で、特に御指摘の点は、この特定証券会社、私のほうで申しますと野村証券会社でございますが、それとの間の関係について御心配をいたしておるのではないかと存する次第でございますが、この点につきまして、少なぐとも私たは、大体投資信託といふものは証券の投資代行の制度である、それで、われわれとしましては、膨大な受益者のとうとい財産をお預かりしておるものである、そういう立場を常に踏まえておるつもりでございまして、それだけに、責任が非常に重い、また大きさいます。特に、いろいろと高度成長時代の行き過ぎなり、あるいは過熱期に遭遇いたしましての全般としての安易な動き、そういう面もいろいろございまして、全般としていろいろと御批判を承ったわけでございます。その御批判も、われわれといたしましては、これを率直に受け入れまして、なお、われわれ自身で十分に反省をいたしまして、悪いところは大いに改めなければいけない、今後とも前向きで、御批判の点はわれわれとして納得のいける点は十分ひとつ改めていかなければならぬという気持ちでござります。

幸いに、当社の場合は、調査関係の資料なども野村証券と独立した会社から供給を受けるような立場になつておりますし、また、計算関係、電子計算機の使用、そういうものも別会社を利用し得るという立場になつておりますので、その点は、本業にあれこれと依存する面は非常に少なくて済むんじゃないかというふうに考えておりますし、もう一つわれわれが考えなければならないことは、もう一つわれわれが考えなければならないことは、有価証券市場に対する配慮、こういう点も、十分われわれとしてはこまかい配慮をいたしましたが、むんじやないかというふうに考えておりますし、むやみに市場に波を立たすようなことのないようになります。

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十号 昭和四十二年七月十一日

事なこと、主眼点は、財産の運用でございます。この運用につきましては、私たはこれは信託法の理念に基づきます善良な管理者の注意義務、まことにさらに一段と徹しなければならぬ、かように考へております。

その際に、先ほどのお話の本業との関係になるわけでございますが、私はそういう基本的な立場から出発する限りは、少なくとも、受益者の利益にそぐわないもの、利益にならないもの、そういうものに対しましては、あるいはまた、そういう面の介入なりあるいは干涉という面につきましては、どういうところであろうと、あくまでも矯正していく、そして、われわれの立場に徹して運用に従つていくというふうに考えております。したがつて、人材の養成も今後なお一段とやっていかなければなりませんし、また、運用機構の整備もなお充実させていかなければなりません。あるいは運用につきましての運用仕法といいますか、あるいは新しい技術の開発と申しますか、そういう点もさらに徹していかなければならぬ、かようになります。

幸いに、当社の場合は、調査関係の資料なども野村証券と独立した会社から供給を受けるような立場になつておりますし、また、計算関係、電子計算機の使用、そういうものも別会社を利用し得るという立場になつておりますので、その点は、本業にあれこれと依存する面は非常に少なくて済むんじゃないかというふうに考えておりますし、もう一つわれわれが考えなければならないことは、もう一つわれわれが考えなければならないことは、有価証券市場に対する配慮、こういう点も、十分われわれとしてはこまかい配慮をいたしましたが、むんじやないかというふうに考えておりますし、むやみに市場に波を立たすようなことのないようになります。

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十号 昭和四十二年七月十一日

○神原参考人 いま私の決意をいろいろと述べたわけでございますが、人事の問題につきましては、いま間島さんからおっしゃったような気持ち全く同じでございまして、私も、証券から参りました者に対しましては、きつくそういうつもりと全く同じでございまして、私も、証券から参りました者に対しましては、きつくそういうつもりでやつておられますし、また、本人も委託会社で骨を埋めるという気持ちで仕事をしておるものだと思ひます。

しかし、私は、ここで一つ考えなければならない点があるんじやないかと思うのです。それは、いま委託会社としては、まだ人材の育成が十分でございませんので、その点、証券関係の非常に知識、経験の深い者をやはり相当今後も得ていかなればならないんじやないか、これは若い者であつると、あるいはある程度幹部的な者であろうと、必要じやないかと思つております。そういう人は広く外から求めなければならぬですけれども、やはり一番それを供給し得る立場は本業の証券会社じゃないかというふうなわけで、本業、証券会社に依存するわけでございますけれども、その場合でも、委託に来たというただそれだけで、若い重役は、あと、より高い舞台の、より広範な立場で証券のための仕事に従事できる、そういう立場がなくなるということは、ちょっとこれは考えなければならないのじやないかと思うわけです。

○神原参考人 いま壇委員から再度御質問がございましたが、私がいま高いと申しましたのは、ちょっとこれはことばの行き届きでございまして、いまおっしゃったような意味で私が申し上げたわけではありません。もちろん、おっしゃつたように、投資信託のこの信託財産の運用というものの、また投資信託の経営といふものは、これは非常に高い立場の仕事である、また、われわれも非常にその点については誇り高く考へておるわけございまして、これはもう末端まで通つておるわ

けでございます。

私たちとしては、そういう意味でございます。かつていただけますれば、たいへんけつこうでございます。

○壇委員 お一人ずつ聞いてからしたほうがいいのですが、ちょっといまのお話がありましたから、やはり私、最後のところに引っかかるのです。

若い人が本業から投信委託に來た。そしてこの人が、いまのあなたのとばでは、より高い立場で証券界として働く場合を考えておく必要があるんだ、こういうふうにおっしゃつたわけですが、一体、本業に歸つたほうが、あなたはやはり投信委託よりはより高いと考えていらっしゃるわけですね。そうでなければ、私は投信委託も本業も証券の仕事をする上において同じだと思ってるのですが、私は一番根本的に問題だと思うのです。証券会社のほうが上にあって投信委託が下にあるという発想を改めてもらわぬ限り、この投資信託法の問題は解決しない。だから、同じ高さ——投信委託のほうが高いという必要はありませんが、同じ高さになると、この発想の土台がきちんとしなければならない。やはり出向にきて、そうして本業に歸つて花を咲かせる、こういう思想が証券会社にもあるわけですよ。証券会社たるのは、ある程度やむを得ないでしょう、向こう側の問題ですから。投信委託の場合にこれがなかったのでは、この法律は意味がないのです。その点をもう一ぺんお聞きしたい。

○神原参考人 いま壇委員から再度御質問がございましたが、私がいま高いと申しましたのは、ちょっとこれはことばの行き届きでございまして、いまおっしゃつたような意味で私が申し上げたわけではありません。もちろん、おっしゃつたように、投資信託のこの信託財産の運用といふものの、また投資信託の経営といふものは、これは非常に高い立場の仕事である、また、われわれも非常にその点については誇り高く考へておるわけございまして、これはもう末端まで通つておるわ

けでございます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十号 昭和四十二年七月十一日

申しましたのは、投資信託だけじゃなしに、もつと広い証券界——こう言いますと、投資信託は、それでは狭いのかという御意見があるかと思いますけれども、まあ私は、証券界といふものは非常に大きい一つの業界である、また、将来ともさらには大きくなっていくものである、また投資信託もそうでございます。しかし、私はそこに証券界とする、そういうようないろんなより広い立場で仕事をする、そういうよう申し上げたわけでございました。投資信託プラス株式なり公社債なり、いろいろそういうような業種別の人たちのものがいる、そういういろいろな問題をお答えいただきたいと思います。

○堀委員 私は日興投資信託委託株式会社の

大飼でございます。

堀委員から御質問のありました件についてお答えいたしました。

私は銀行において、二年前にこの投資信託のほうに参ったのであります。そして、いろいろ勉強をしてみますと、確かに発生的には、本社証券から分離いたしておりまして、その影響を受けている、ということは、すぐには母乳をとめるといふことは非常にむづかしかったからであります。ところが、昨年の十一月から、募集面につきましては、御承知のように公開販売制度がとられまして、少なくとも二割なり三割なりはその募集の依存を脱却しよう、そして、独立の運営をしようといふのが、一つの実行された点であります。おまた、私いたしましては、委託会社は、すべからく金融機関と同じ考え方で、一般不特定大衆の資金をお預かりしておるのだから、かりそめにも証券会社的観念でおつてはいけません。そして、とにかくプライドを持って、自分は独立しておるのだ、そういう信念を各社員に、事あるご

とに吹き込んでおるのであります。役員人事につきましても、そういう関係でありますから、非常にはつきりいたしております。まあ、私個人としては、投資信託プラス株式なり公社債なり、いろいろそういうような業種別の人たちのものがいる、そういうふうでございまして、何とか一般へ復帰するというような人はいないと思っております。そういうふうでございまして、何とか一般の信用を回復いたしたい、こういうふうに考えておりますので、よろしくひとつ……。

○西村参考人 大和証券投資信託株式会社の西村でございます。どうぞよろしくお願いします。ただいま堀委員からお話をことに簡単にお答えいたします。

われわれの投資信託委託会社ができましたのは昭和三十四年の暮れでございます。当時私は、大和証券株式会社の専務取締役をしておりまして、この新会社の設立に関しましては、一切私がやつたのですが、そのときに、重役さんをどうするかということをいろいろ考えまして、これは投資家保護を第一に押すという会社であるから、大和証券だけの役員で構成したのですますいといふことで、第三者からそのときにすでに一人入っていただきまして、現在六人取締役がございますが、そのうち二人は大和証券以外のところから来られた者でございます。あの四人、私を入れて四人は大和証券から来た者でございますが、この四人も、いずれまた大和証券へ帰るというような考え方を持った者は一人もございません。それは断言して申し上げたいと思います。これだけ申し上げます。

○堀委員 いまのお答えで、私皆さん方の心がまえというのを拝聴いたしまして、私がさつき申し上げたように、ちょっと神原さんの御答弁にこだわるわけではありませんが、私は証券界、確かに結構な金融機関と同じ考え方で、広いと思います。広いと思いますが、この前の証取法改正を私どもが国会で審議をいたしまして成立をいたしました趣旨は、やはりここには職能分化を明らかにしていきたいという問題が一つあるわけです。より広いところで働いてもらいたい——それはどっちの考え方かは別として、より広いところというのは、要するにやはり投信に一べん来たけれども、まだどこかへ行くのだという発想だと

として、ブローカーはブローカーとして、デイラーはデイラーとして、ある程度の分化をしてもらいたいという前提に立っておりますので、おおのが専門的な才能を持つて仕事をしていただければ、あれをやつたりこれをやつたり、適当にやって、結果としては会社だけがもうかっていいことになろうとは思っていないわけではありません。ですから、どうしてもそこでは、投信の運用をする方たちも、アンダーライターの仕事をされる方も、ブローカーをされる方も、これはおおのがその道に専心をしていたことにようつて、投資家の利益を守った結果が、証券会社なり投資委託会社なりにプラスにはね返るというのが、私は、ものごとの順序、筋道ではないのかと思うのであります。

ですから、そういう意味では、いま神原さんを除いた方は、ともかく投信へ來た者は、みんながんばって最後までやるんだ、こういうふうにお答えをいただいたので、私はそういうことでひとつお願いをしたいのだ、私どもが考えておる考え方というのはそういうことだ、こう申し上げたいわけです。

別に皆さんの御出身に關係があるわけではありませんが、いまおいでになつておる四人の方のうちの二人は、いま日興の社長もおつしやつたよう、これは銀行の御出身でありますから、私は、やはり銀行で長くいらっしゃった方のものを感じ方といふのは、私どもとより近いようなふうに感じられるわけであります。しかし、大和証券の西村さんは、いまお話をのように、きつすいの大和証券の方であります。大和証券ではいまの

ように非常にはつきりした方向を打ち出していたので、私はちょっと率直に申し上げます。されども、やはり野村投信委託の問題というの向を明らかに御答弁をいたしたわけですが、最大の投信委託である野村投信委託としても、国民の前にこの点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○神原参考人 ただいま堀委員からいろいろおとばをいたしまして、どうも、私もととばが足りませんで、いまのようなお考えあるいは御質問をいただいたのじやないかと思いますが、私はもうとにかく、あるいは私以下、野村委託においてます者は、投信委託のこの仕事というものは終生のものである、先ほども申しましたように、これは一番誇り高いものだというふうな自信に満ちあふ

れて仕事をしているものでございますので、その点は、どうぞひとつおわかりいただきたいと思うでございます。

私が先ほどちょっと申し上げましたことで、いろいろ御意見なり御批判をいただきましたけれども、これは私はごく限られた場合の話をしておりますので、ちょっと、ここで申し上げますと一般的論のようにお聞きいただいたかと思いますが、そういう意味ではございませんで、一般的には、先ほどかられる申し上げております。ようそいう気持ちは徹して役員全部がおります。また、われわれの野村証券に対する考え方、これは全然別の会社であるという気持ちに徹してやつております。先ほど申しましたのは、ただそういうような場合もある、若い者について、そういう場合もありますことをわれわれとしては考えてやらなければならぬのではないかということを申し上げただけでございまして、これはほんの一部の例外的なものの考え方でございますので、そのところをどうぞよく御了承いただきたいと思うでございます。気持ちは十分徹してやつておるつもりでございますから、その点どうか……。

○堀委員 それでは、気持ちはいいのですが、問題は、ごく下の方の問題ということは、わざわざ

本業からとらなくとも、もう皆さんのほうでかなり育っているのじやないか、ほんとうに要るのには、運用責任者のような、そういうところの人には、運用の事務を預かっている人のことは、実はあまり問題にならないのです。要するに、そのことは私は一番問題があるのじやないか、運用を預かる人以外の、事務を預かっている人のことは、実はあるが、うちに来たものは帰しませんと、瀬川さんにはつきりそう言ってくれるらしいのですよ。あなたの心がまえをここではつきりさせていただければいいのです。ところが、会社といふのは、社長がやはり帰しませんと、こう言つておるものを見たばかりでないへん恐縮であります。

そこで、私ははく限られた場合の話をしておりますので、ちょっと、ここで申し上げますと一般的論のようにお聞きいただいたかと思いますが、それは、ういう意味ではございませんで、一般的には、先ほどかられる申し上げております。ようそいう気持ちは徹して役員全部がおります。また、われわれの野村証券に対する考え方、これは全然別の会社であるという気持ちに徹してやつております。先ほど申しましたのは、ただそういうような場合もある、若い者について、そういう場合もありますことをわれわれとしては考えてやらなければならぬのではないかということを申し上げただけでございまして、これはほんの一部の例外的なものの考え方でございますので、そのところをどうぞよく御了承いただきたいと思うでございます。気持ちは十分徹してやつておるつもりでございますから、その点どうか……。

○堀委員 それでは、気持ちはいいのですが、問題は、ごく下の方の問題ということは、わざわざ本業からとらなくとも、もう皆さんのほうでかなり育っているのじやないか、ほんとうに要るのには、運用責任者のような、そういうところの人には、運用の事務を預かっている人のことは、実はあるが、うちに来たものは帰しませんと、瀬川さんにはつきりそう言っておられるのですよ。あなたの心がまえをここではつきりさせていただければいいのです。ところが、会社といふのは、社長がやはり帰しませんと、こう言つておるものを見たばかりでないへん恐縮であります。

だから、社長の権限の中で、あなたは独立した一

個の会社の社長なんだから、証券会社から帰せと言わても、お帰できません——本人がもし帰るというのだったら、これは帰すのではなくて、それ

罰百戻で、首を切って、天下に公表してもらいたい。そういうふうに首を切られた者を本業がとする

ようなことがあつたら、これは私は、ここではつ

きりと問題にいたします。少なくとも、投資信託の会社の社長が首を切った者を、それをまた元の本業が拾うということになつたら、これは重大で

すから、あなた方の権威の問題ですか、そういうことを私どもは認めるわけにはいきません。

本業が拾うということになつたら、これは重大ですから、あなた方の権威の問題ですか、そういうことを私どもは認めるわけにはいきません。

要するに、私がここで言いたいことは、投資信託の社長としての権威を明らかにしてもらつて、本業と対等なのだという、ここをやはり心が見えなかつて、たいした問題じゃないわけにはいきません。ところが、これは当社の場合でございますが、三十七年の四月に売り出したものでございますが、三十七年の十二月から昨年の十二月までの四年間をとつて数字を見てみました。そうしましたら、ジャパンファンドは、大体分配金を始めた修正の上がり方としては四割四分八厘上がつておる。ところが、これは当社の場合でございますが、当社のユニットの加重平均では、分配金を入れまして一割九分二厘の上がりである。この点につきまして、ユニット投信とジャパンファンドの関係におきましては、当社のユニット投信のはうが上がり方が少ないと、いう点は、われわれもこの事実は直面に受けまして、そして今までユニットが悪かつた点をいろいろとまた再検討いたしまして、これ以上によくなるような形でなければいけないのではないか、というふうに考えておるわけですが、上がり方が少ないと、いう点は、われわれもこの事実は直面に受けまして、そして今までユニットが悪かつた点をいろいろとまた再検討いたしまして、これが非常に多くなるようになります。

○堀委員 いまのお答えのように、ジャパンファンドは、純資産の比率を調べてみますと、大和投資信託と野村との比率は非常にいいわけです。これは解約率も非常に少ないということも、やはりあすかつて力があるだらうと私は思うのですが、しかし、いま後半でおつしやった市価の問題は、これは運用上の問題じゃありませんから、これはディスカウントになるというのを需給関係の問題ですから、これは私は何ら意味がないと思うのです。

ここで問題なのは、純資産総額がどういう形になつておるかということが運用のメリットをあらわしておるわけですから、それで対比をされた場合にこういうことが起こる中で、いみじくも、これは「日刊株式経済」というのをちょっと見ておられますと、こういうことが言われておるわけですね。ある大きな投信委託の運用重役に会つてこの話を聞いてみた。そうしたところが、ジャパンファンドはスケールが小さいから、われわれのはうよりは非常に小回りもきいて有利だ。そこまでいいのですが、そのあとにこういう話が出ておるわけです。第二には、何を買おうと何を売ろうとジャパンファンドは自由であるが、われわれの

だから、社長の権限の中で、あなたは独立した一個の会社の社長なんだから、証券会社から帰せと言わても、お帰できません——本人がもし帰るというのだったら、これは帰すのではなくて、それまでにだいぶん下がつておった関係の運用のしかたなりあるいは現状なりあるいは今後の改革なり、いろいろ検討しておるわけでございますが、私らも海外の投資信託につきましては十分な検討をいたしております。それの運用のしかたなりあるいは現状なりあるいは今後も、われわれは非常に関心深く取り上げて考えておるわけでございます。

いま申しましたのは一株当たりの純資産についての数字を申し上げましたが、市価について申しますと、それまでにだいぶん下がつておった関係で、この一年間はジャパンファンドの市価は一割二分九厘上がっております。ところが、最初から今までの動きを見てみると、ディスカウントあります。これも特徴のある投資信託でございますが、このジャパンファンドにつきましては、このジャパンファンドの市価は、純資産価格が上がっておるほどプラスになつておらないというような数字が出ております。一株当たり純資産は、配当込みの上がりは六割三分七厘である、市場価格を中心にしてのものは九分九厘の上がりであるというような数字も載つておられます。これも特徴のある投資信託でございますが、三十七年の十二月から昨年の十二月までの四年間をとつて数字を見てみました。そうしましたら、ジャパンファンドは、大体分配金を始めた修正の上がり方としては四割四分八厘上がつておる。ところが、これは当社の場合でございますが、当社のユニットの加重平均では、分配金を入れまして一割九分二厘の上がりである。この点につきまして、ユニット投信とジャパンファンドの関係におきましては、当社のユニット投信のはうが上がり方が少ないと、いう点は、われわれもこの事実は直面に受けまして、そして今までユニットが悪かつた点をいろいろとまた再検討いたしまして、これが非常に多くなるようになります。

○堀委員 いまのお答えのように、ジャパンファンドは、純資産の比率を調べてみますと、大和投資信託と野村との比率は非常にいいわけです。これは解約率も非常に少ないということも、やはりあすかつて力があるだらうと私は思うのですが、しかし、いま後半でおつしやった市価の問題は、これは運用上の問題じゃありませんから、これはディスカウントになるというのを需給関係の問題ですから、これは私は何ら意味がないと思うのです。

ここで問題なのは、純資産総額がどういう形になつておるかということが運用のメリットをあらわしておるわけですから、それで対比をされた場合にこういうことが起こる中で、いみじくも、これは「日刊株式経済」というのをちょっと見ておられますと、こういうことが言われておるわけですね。ある大きな投信委託の運用重役に会つてこの話を聞いてみた。そうしたところが、ジャパンファンドはスケールが小さいから、われわれのはうよりは非常に小回りもきいて有利だ。そこまでいいのですが、そのあとにこういう話が出ておるわけです。第二には、何を買おうと何を売ろうとジャパンファンドは自由であるが、われわれの

ほうはがんじがらめに縛られているということ

だ、こういう問題が出ております。これは私は、まことに言い得て妙あり、こう感じておるわけです。ということは、私が少なくともこれまでに承知しておる限りでは、ある投信委託会社がそこへ組み入れられておる株の多くのものは、いろいろなものがありましようけれども、比重としては、本業証券会社が幹事であるものの比重が非常に高い、これは間違いのない事実だと思います。

二点です。

第三点は、ジャパンファンド——私もまだあまり詳しく調べておりませんが、この前、明治学院大学の江口先生か何かがお書きになつてゐるのを見た中でも、ジャパンファンドの組み入れの中にかなり値がさ株も入つておる。なるほど大型株もあるけれども、値がさ株もある。しかし、銘柄が非常に小さくて、非常に小回りのきく運用ができるようになっておる。これは私は運用者として当然だらうと思うのです。要するに、資産を高めるために多数の銘柄を持つていて一休運用ができる

○間島参考

卷八

ことを宣明いたしたわけでございますが、新社長は、そのとおりだ、それはそういうふうにひとつ私も幹事会社に言って歩こうということを言つてくださったので、私は非常に意を強うしておりますので、私どもは、現在のところはそういうことは考慮しないで売り買いをやつております。そんなことでよろしくうございましょうか。

○神原参考人　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

私のところは二年、べつに前から銘柄を非常にしております。

○犬飼参考人 申し上げま

第二点の問題は運用上の問題として、日本の投資信託の運用は、回転率は一体どういうことになつてゐるのだろうかということなんです。私は、これもよくわからないのですが、結局、市場における回転率は、御承知のようにアメリカが非常に高い。しかも、投信運用上の問題としても、これをただじつと持つてゐるだけでは、投信の運用とはなるわけではないでしようから、やはり最も理想的にいうならば、一番高いなと思ったところでの銘柄関係を売つて、そうして今度下がつたなと思うところで買って、また高くなつたら売るということが行なわれておれば、実はジャパンファンドのような四四・八%の純資産の増額ということになつてくるのじやないのか。ところが、さつきお話しになつた野村の場合が一九%，全体としては一二、三%からこの間ぐらいに入るのぢやないかという感じが私はするわけですが、こまかいことは一々伺いませんが、その差額になつているもとというのは、やはり運用上の問題です。その運用上の問題というのがいまの株式の銘柄その他にも影響されておる点がないとはいえないのではないかとう気が私はするわけです。これが第二点ではないか

しかし、キャピタル・ケインをおも程度この中へ持つてこようというのならば、やはり値がさ株といいうものがある程度入っていて、それが小回りのきくかっこうで目が届く範囲の中の銘柄に限られおつたときに、運用の妙といいうものが具体的に実現できるのではないか。この間のソニーが、たまたま外人方面の資金が入ったといえば六百円からぱあっと上がる。そういうような値がさ株といいうものの問題も、私はこちらにジャパンファンドは適切に運用しておるのではないかというふうに感じておるわけです。私もこれからもう少しジャパンファンドの分析をしてみますけれども、そこで私は、まず第一点としての問題は、そういう組み入れ株が日本の場合には一時非常にたくさんあった。何か投資信託といいうものは、株がちよつと余ったときには入れておくよくな、投資信託は物置きかというような感じがするような時代もあつたよう思うのであります。最近はいろいろお考えになつて、だいぶ間口が狹くなつたと思いますけれども、こちらの点は、これまでのことば、私はしかたがないと思います。これからは、どうかひとつ、売りも買いもがんじがらめなんと

かというような質問をしておりますが、ゼネラル・サイ・ユニアは、それに対しまして、そういうことはないのだ、大きければ大きいほどまたやりいい面もあるというような答えをしておったかと思うのであります、スケールが小さい、大好きいということは、私どもは問題にしてはいけないかと思います。

それから銘柄の点でございますけれども、さつきよつと幹事会社の点をおっしゃいましたが、これは、たしか昔はそういうことがあったかと思ひます。昔のユニットの組み入れ銘柄は五百八十八くらいであったのでござりますが、おっしゃいますとおりに、これは少ないほどいいということで、現在はそれは私のほうでは、山一では百八十九ぐらゐに減らしておりますが、実際に入れておりますのは百足らずでございます。これらの点は、おっしゃるとおりに、銘柄の少ないほうが目が行き届くという点は確かでございます。

それからもう一つは、幹事会社の銘柄をたくさん入れておるのじやないだろうか、こういうことをおつしやいましたけれども、この点は、私が投

○ 神原参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

私のところは二年、ぐらい前から銘柄を非常にしほっておりまして、現在は五百四十銘柄の運用可能のものがございますけれども、実際に入れておりますのは三十、多くて四十三というようなことになって、十分しほってやっておりますわけでございます。

それで、いま幹事会社関係のお話がございまして、たけれども、私のところは、少なくとも私たちは、野村證券の幹事会社がどうこうといふ、そういう観点から組み入れしておるものは全然ございません。すべてこれは、その会社がいいから、あるいは、その会社が将来なお成長していくから、そのことは信託財産のプラスになるからという、あくまでもそういう立場から組み入れをやっておるわけでございます。

○ 大飼参考人 申し上げます。

私のほうは、やはり二年前ころから銘柄を二百三十口にしほりまして、そのうちで重点銘柄といったしまして七十口、それを順次組み入れていきます

○犬飼参考人 申七

私のほうは、やはり二年前ころから銘柄を二百三十口にしぼりまして、そのうちで重点銘柄といったしまして七十口、それを順次組み入れていきます

信に参りましてから五年ぐらいになるのでござい
まへば、一時最初二氣ばかり、二回頃合は二度、三度

し、また、はずしていきまして、結局、バランスのとれた銘柄を入れまして、安定運営、基準価額を割らない、これを原則といたしまして、いろいろ成長株とかございますが、無理をしないという方針でございまして、今後もその方針をとつていいつもりでございます。

○西村参考人 お答ええします。

第一に、銘柄数でございますが、私のほうはいま百七十銘柄が銘柄として入っております。しかし、実際これに運用しておりますのは五十ないしそれなら五十、七十にすればいいじゃないかといふことまでございますけれども、やはり時と場合によりまして、また選ぶべきものが変わつてしまりますから、やはりワクとしてこれはだけ許していただいて、そのうちで、時によつて変わつていく、こういうことでございます。

それから幹事会社の銘柄が多いじゃないかといふお話、これは、確かに成立当時から見ますと、当時は幹事会社がたくさんあつたということは否定できないと思います。しかし、これはある意味におきましては、幹事会社というのは非常に情報が入るという点がありまして、そういう利点があるのです。全然幹事会社以外のところは利点がない、しかし、幹事会社だからといって、われわれは入れるというわけではない、いいものは入れるし、悪いものは入れない、これは方針でございます。ただ幹事会社のほうはそういう利点があるということだけ申し上げておきます。

○堀委員 いま伺いました、私も実情がわかりませんから、この新聞記事によつて、おそらくこういうことになつておるのじゃないかという感じがしたわけですが、どうかひとつ、たとえこういうふうに煙は立たないといふように、この問題を感じるわけでございます。どうかひととつもこの法案が、投資家のために運用するので

あって、証券会社にいろいろ関係があるから、あら、いまは売りたいけれども売らぬとかというようなことのないように売り買い自由の原則を確認をさしていただきまして、どうかひとつその方向でおやりを願いたいと思います。

その次に、いろいろと利回りその他問題を考

えられる場合に、売買の関係ですね。いまこの投資信託は、非常なああいう時期を経てきておりますから、大蔵省の指導方針も実はディフェンスの方向に傾いておると思います。皆さんも、この際

でありますからやはりディフェンスのほうを重視しておられることはよくわかります。ただ、そのだけがどんどん入つてきますと、これはさつき回転率のことが伺つてないわけなんですねけれども、売り買い関係で見ると、手数料の関係で見ると、実は、安い大型株というの相対的に手数料は高くなるわけです。かりにひとつ、専門家の皆さんに言うのもおかしいのですが、五百円の株式を百万円組み入れる、こうすると二千株ですが、この場合には、手数料七円ですから、これを組み入れるときの手数料は、二千株ですから一万四千円になる。五十円の株を百万円組み入れようと思うと、二万株ですからそうすると、この手数料が一円五十五銭だから三万円実は手数料が出ていく、こういう問題があるわけです。ですから、そうなると、私は、大型株というのの一ペん買つたらあまり売りやすいされてしまうくないと思うのです、投資家の側からいうと。インカムゲインは取つていたところのどこかのニットにそのメリットを与えてやりたい、これは私はよくわかります。しかし、も適切でないという時期があれば、それを自分のところのどこかのニットにそのメリットを与えるのがいいでしよう。それは、おそらく配当がかなりあるという意味で組み入れられるわけでしょうから。しかし、こういうものは、よく投機よりも、だくのがいいでしよう。それは、おそらく配当が買つてある、安いときがきたときに買うものは売つてあるというか、こうで、きわめて適切な運用がされておるならば、高いときがきたときに売るものは売つてある、安いときがきたときに買うものは買つてあるというか、こうで、きわめて適切な運用がされておるし、おしまいのころなり、解約がどうもいろいろな情勢から見てまずいなどいうと、やはり事前の処置が十分講じられていない、やはり事前の処置が十分講じられないままのようだ。それが、大蔵省のほうにマザーファンドのほうにマザーファンドの受益証券が入つてしまふうけれども、それは七割なら七割として、やはり三割ぐらいは支払い準備が積んでおられなければならぬと思うのです。当然いままのようだ。つまり、大体三%ぐらいずつと解約が統いておるわけですから、そういう状態では、どうしても私はペーパーファンドのほうにも、それは三割がいいか、幾らがいいかは皆さんのお考えですが、ある程度のものは積まなければならぬ。

同時に、マザーファンドのほうも、全部を運用し

から、たいへんこまかいことを言つてありますか、神原さんとはちょっとお話をしたことあります。そのコロガシの問題ですね。今度は

だんだんとそういうことがなくなる制度になると

思います。今度のファミリーファンドの構想は、マザーファンドとペーパーファンドがありますから、

そういう点ではコロガシという問題は、今度はマザーファンド間のコロガシになりますから、

そういうことは非常に少ないとおもいますけれども、この間大蔵省に聞いてみると、今度法律で一応禁止をしておるものについて具体的なことは

政令か省令で書くんだ、こうなつておるわけですが、その中では、大蔵省側としては、資金上やむを得ざる場合には投信間の売買を認めよう、こう

いう考え方のようであります。投信間の売買を認め

る場合は資金上の問題、非常に解約が殺到してくる、こういう場合ですね。そこで、これまでと

は制度が変わってきたと私は思うのです。

これまでとあるニットに非常にたくさ

ん解約がくれば、当然どうしてもこの株を売らなければならない、この株をいま売るることは必ずしも適切でないという時期があれば、それを自分の

ところのどこかのニットにそのメリットを与えてやりたい、これは私はよくわかります。しかし、

今度は条件が違うと思うのです。少なくとも、

ビーフアンドのほうにマザーファンドの受益証券が入つてしまふうけれども、それは七割なら七

割として、やはり三割ぐらいは支払い準備が積ん

でおられなければならぬと思うのです。当然い

ますのようだ。つまり、大体三%ぐらいずつと解約

が統いておるわけですから、そういう状態では、

どうしても私はペーパーファンドのほうにも、それ

は三割がいいか、幾らがいいかは皆さんのお考え

ですが、ある程度のものは積まなければならぬ。

同時に、マザーファンドのほうも、全部を運用し

ていいのではなくて、ここもやはりペーパーファンドが受益証券を売つてきたときに、それに対応できるために支払い準備が当然ここに積まなければならぬ。今度は二段階支払い準備が積めるわけですからね。こういうふうにして積んであるから、私は、これまでのように、資金上のやむを得ざる

で、激減しても、なおかつその支払い準備が食い尽くされてしまつてどうにも売らなければならぬ、しかし、適切でない時期があるというときは、これは確かに投資家の利益のために、その他の投資信託間の売買ということは非常に激減をしなければおかしい、こう思つているわけです。そこ

で、それは、私この間も大蔵省に言っております。それは、この間も大蔵省に言っておりま

す。それは、この間も大蔵省に言っておりま

は損をするわけですね。株価というものは、最近はたな上げ株の影響があつて、まるでぬるま湯に入ったような調子で、一向に上がりもしない、下がりもしない、けっこうこんなことをやっていると、かぜひきやしないかという感じがするわけですが、それは別としても、それでもやはり上がり下がりあるわけですから、論理的には私は、こういうう売買がある場合には、どっちかがプラスでどっちかがマイナスになる。だから、そういう問題には論理的にはあるけれども、実際はどうかといふ問題が、実情を知るか知らぬかの境になるのだろうと思うのですが、そういう問題があるので時間がありませんから簡単にしておきたいのです。が、客観的にあまり著しいマイナスの起きないと、いうくらいの範囲にしていただかないと、それは両方がうまくいくなんということは、論理的にはないと思うのです。一ぺん席を改めて詳しく伺つたほうがいいかもしませんが、さつきの資金上のお話、神原さんが、償還とか信託報酬を払う関係があつて、こうおっしゃつたのですが、償還なんてわかつておるのでですよ。あといつになつたら償還、信託報酬をいつ払うかきまっておるのであります。きまつている資金需要に対してコロガシは私は困ると思うのですよ。きまつているなら、もつてわかつておいてもらいたいわけです。ただと事前にやっておいてもらいたいわけです。ただ問題は、不可避的な問題、解約が殺到ってきて、資金上、売らなければどうにもならぬという不可避的な条件にひとつでくるだけしほつてもらいなさい。それでなければ、当然償還なんというのははっきりわかるのだから、そういう時期、もし場合によつたら一年先に売っちゃつて、そうして、それがブルになつていてもいいんじやないか、それを、もうちょっと持つていたら上がるだらうと思つて持つているうちに、なかなか上がりもしないで売れない、売れないからと思って、持つていううちに償還が来たから、これは乗りかえだ、こなれば、これは私は投資家のために必ずしも大切な運用ではないよな気がしますので、その点ひとつ、私の意のあるところをおくみ取りいた

だいて、あとは専門的な皆さんのほうのお考えにあります。原則的にはそういう方向で、不可避的な資金需要によっては売らざるを得ない、そういう場合にその売買をやらなければならぬ、こういうふうにひとつお考えを願いたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと二つばかり申し上げたいのは、私は、投資信託は非常に改善をされたと思うけれども、今日に至るもまだ改善をされない点がある。こう申したのは、どうも解約が非常に大きいわけです。この解約が依然として続いている中で、私は、どうも押し込み販売が行なわれているのではないかという気がしてしかたがないわけですね。私は、当委員会で実は生命保険のセールスの問題にも触れて、大蔵省はこのごろばやばやしておって、生命保険の解約問題は一向に前進をしていない。最近ちょっと資料を見たら、ともかく、ちっとも改善されておらないという実情になつてるので、これはそのうち追つてやろうと思っているのですが、投資信託の解約の中にもどうも押し込み販売という問題の影響があるのでないのか、こういう感じがするわけでございます。

これについては、四人からお伺いするものありますから、ひとつ協会長から、「一体押し込み販売というのは、よその会社のことはわからぬいかもしれませんが、どうなんだろうか、感触だけちょっとお伺いしたい。

○岡島参考人 お答えいたします。

このころは業界に押し込み販売ということがあります。最近、さつきおつしやいましたように、解約率が非常にふえておるわけであります。私のほうといたしましては、早く申し上げますと、設定額は少なくとも、解約の少ないほうがありがたいということをかねがね本業のほうに申しております。販売会社にも申しております。そこで、この件につきましては、しおちゅう販売サイドと相談いたしまして、ひとつ無理なことはしないでくれ、私のほうは設定は少なくともいいのですから、さつき申しましたように、解約の少ない

ほうがいいのだから、ぜひそれはやめてもらいたいのです。そういうことを常々申しておりますのでござります。地方の営業店へ参りますと、営業マンというものは、たくさん募集ものがあるものでござりますから、短い間にきゅっきゅっとやろうということでお夜まで働いておつて、非常に過酷な労働条件のもので働いておるわけでござりますが、それをしても、どうしてもこれだけやらなければいかぬとかなんとかということになりますと、いまおっしゃいましたように、押し込み販売という問題が起きるものですから、そういうことでなしに、できるだけ新規にお客さんを開拓してもらいたい、そろそろ押しこみ販売というようなそしりを受けなれないで済むのではないかということで、そのようないわれわれは奨励しておるつもりでございまして、私どもは無理な押し込み販売というものは決して勧奨しておるわけではございません。そういうふうに御了解を願いたいと思います。

からね。だから、どうしても私は問題は皆さん方の解約を少なくするために、無理のない販売をするということからいいかない限り、これはともかく、たくさん設定してたくさん解約になるのなら、やらないと同じことなんですね。問題は、手数料だけがどこかへ入っちゃうだけのことになるのでして、これは私は投資家不在の問題になると思う。どうかひとつ、この点については、皆さんも御承知のことだと思いますけれども、お考えいただきたいのと、それから、大蔵省に一つ要望しておきたいのは、こういう事実が起きる限り、大型ファンドの設定は、私はちょっと考えてもらいたいと思う。要するに、大型をやっても解約率は変わらぬませんという状態が保証されない限り、ともかく、よそのやつを解約させて大型ファンドだけに突っ込むためにやるんだといふようなことなら、投資信託は、証券会社あって投資家なしということになるわけですから、この法律の趣旨に照らしても、そういうことのないようには、ひとつ嚴重にこの取り扱いについては考えていただきたい、こう思います。

やっているうちに、あの運用者は非常に運用率がいい——各社内に、ちょうどいまのジャパンファンドと日本のユニットみたいな差が一つの会社であつたって出ていいと私は思うのですよ。それだけに、真剣にひとつ運用責任者が投資家のほうを向いてやるならば、今度は運用責任者と社長との間で、もしかりに社長が、おい、本業のあれに関係があるからこうしてくれなんて言つたって、運用責任者は、冗談じゃありません、これは私の責任で、信用に關しますからお断わりするというようなことも起ころるものもれぬ。そのくらいにひとつ責任を明確化して、投資家の利益を守るというそこの姿を確立していただくならば、今度の投資信託の改正というのは生きてくるのじゃないかと思います。どうかひとつそういうことで、ぜひこの運用責任者を明確にして、それができたら——それは二つくらいはいまの状態で持たれるようになるかもしれませんねが、将来的には、運用責任者は一つ持つて、それを真剣にやっていくというような姿にしていたら、私は、この問題是非常に前進するのじゃないかと思うのですが、これについては、時間もありませんから、それに対する心がまえ——大型ファンド解約の問題に対する問題について、いまの運用責任者を明確にする問題について、協会長から御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

いますが、これは実際純資産も下がったのでござりますが、なお信頼を得まして、現在四億五千万ドルくらいの財産を持つようになつたわけでござります。これは会社でなくて、ゼネラル・サイ氏の運用責任を買つたわけです。

私は実は、私の生きている間に実現するかどうか知りませんけれども、投信というものはそこまで持つていいみたいという考え方を持つておるわけとして、そういうビジョンを持ちながらいま運営をしておるわけでございまして、先ほどおつしやいましたように、いろいろ運用の際に、運用責任者はだれであるかということを明確にして、あれがやるなら安心だというものに仕立て上げたいものだ、こういう気持ちでおるのでござります。

よけいなことを申し上げましたが、そういうことでよろしくどうぞございますか。

○堀委員 終わります。

○内田委員長 参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。

参考人各位には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただき、御意見をお述べくださいまして、ありがとうございました。

御退席いただけていらっしゃるでござります。

○内田委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○内田委員長 本案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 この際、計理士の名称の使用に関する法律案の起草の件について議事を進めます。

この件については、一般來、本委員会の提出法案として理事会において御協議願い、一応の起草原案を得ましたので、お手元に配付いたした次第であります。

計理士の名称の使用に関する法律案
計理士の名称の使用に関する法律
1 昭和四十二年三月三十一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けていた者は、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務（他の法律においてその業務を行なうことが制限されているものを除く。）を営むについて計理士の名称を使用することができる。

2 前項に規定する者以外の者は、計理士の名称を使用してはならない。

3 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

理由
計理士の名称の使用について定める必要があ

○内田委員長 本案の趣旨を申し上げますと、御承知のとおり、計理士制度廃止の措置は、昭和三十九年に成立した公認会計士特例試験等に関する法律によつて、わが国の職業会計人制度を一本化して、その発展を期するため、計理士に公認会計士の資格を与えるための特例試験の実施とあわせてとられた措置であります。この特例試験法は、法律自体が本年三月三十一日を期限として特例試験の実施を五回に限ること及び計理士制度を廃止することを内容としており、また、これらの期限は決して延長されるべきでない旨が国会における審議を通じて幾たびか確認されており、さらに、当委員会においても、そのようなことがないよう政府が最善の努力を尽くすべき旨の附帯決議をいたしました次第であります。

このような経緯にかんがみると、再び特例試験を実施するとか、計理士制度を復活するとかいうことは、絶対になすべきことは明らかであります。

しかしながら、長い歴史を有する職業会計人としての計理士の名称は、世間的にも相当の信用が付加されているのであります。が、計理士制度の廃止に伴い、計理士の名称が一般にだれでも使用できるようになつたため、従来計理士でなかつた者が計理士の名称を乱用するおそれがあると存ざるであります。

そこで、これらのことを考え合わせて、計理士の名称の使用を従来の計理士に限り認めることとし、一般には制限しようとするものであります。関係方面の一部では、この法律案の内容が、計理士制度の復活、あるいはこれにつながることを懸念する向きもあるようありますが、われわれとしては、そのようなことは毛頭考えておらず、計理士制度の廃止を前提として、不幸にして公認会計士の資格を得られなかつた計理士の立場を考慮して計理士の名称使用を認めるとともに、計理

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

か。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 この際、計理士の名称の使用に関する法律案の起草の件について議事を進めます。この件については、先般来、本委員会の提出法案として理事会において御協議願い、一応の起草原案を得ましたので、お手元に配付いたした次第であります。

計理士の名称の使用に関する法律案

○内田委員長 参考人に対する質疑はこれにて終

お、一等を莫迦に、一等をモリタム。たまに
にしていただくなれば、私は、この問題は非常に
前進するのじゃないかと思うのですが、これにつ
いては、時間もありませんから、それに対する心
がまえ——大型ファンド解約の問題に対する問題
参考人各位には、御多用中のところ長時間にわ
たり御出席をいただき、御意見をお述べください
まして、ありがとうございました。
御退席いただいつけっこうでございます。

○内田委員長 本案に対する質疑はこれにて終了
と、いまの運用責任者を明確にする問題について
協会長から御答弁をいただいて、私の質問を終わ
ります。

（間違多事人）お名前申し上げます。
実は私、最初の陳述のときに申し上げようと思つて申し上げなかつたのですけれども、ちよつ

○内田委員長 本案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

クターをしておりまして、運用をして非常に成績がよかったです。運用の方法については、これはいろいろ問題があるかと思うのですけれども、それが独立してマンハッタンファンドを昨年の二月にや
○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

3 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

一般には制限しようとするものであります。関係方面の一部では、この法律案の内容が、計理士制度の復活、あるいはこれにつながることを懸念する向きもあるようありますが、われわれとしては、そのようなことは毛頭考えておらず、計理士制度の廃止を前提として、不幸にして公認会計士の資格を得られなかつた計理士の立場を考慮して計理士の名称使用を認めるとともに、計理

一四

士の名称を信頼する第三者の保護に資することを目的とするものでありまして、公認会計士法において制限する監査証明等の業務を行なうことができないことは申すまでもございません。

これがこの本委員会提案を試みる趣旨であります。

○内田委員長

本件に関して何か御発言はございませんか。——別にないようでありますので、おかりをいたします。

この起草原案を本委員会の成案として決定し、これを委員会提出の法律案として本会議に提案するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、

なほ、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、

なほ、本法律案の提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

現実の問題として手元に届いております資料によりますと、国家公務員の郵政省関係で、会計検査が郵政局から末端の郵便局に対してあつた、こういうところから問題が出たわけですが、一人は徳島県の川井郵便局につとめている新田仁志さん、こういう郵政職員がおりますが、その奥さんが近くの木屋平小学校、ここにつとめております。それで、参考までに申し上げますと、御主人の郵便局員新田仁志さんが二万四千三百円で、一万一千五百円、こういう具体的な事例でござります。この御夫婦は三人の子供があるわけがあります。いまここに証明書が届いておるわけですが、小学校のほうでは長男一人だけが奥さんのほうの扶養者として認定をされている、こういうことになつております。ところが、長女と次女の場合は、これが郵便局のほうでは、給料が安いからと、いうので全然認定になつてない、被扶養者として認めないと、ういうことで取り扱われておるわけあります。そのはかにも一、三例があるわけがありますが、もう一つ、これは健康保険との関係であります。そのほかにも、扶養手当のほうに問題があるわけがありますが、やはりこれも徳島県の石井郵便局の矢部勝義さん、本俸三万六千三百円、奥さんが四国銀行の国府支店につとめて四万九百円、こういう内容でありますが、子供さんが二人おります。これは四国銀行の奥さんのほうでも被扶養者として認定をしないし、郵便局のほう

いうことで、被扶養者は、主としてその組合員の収入によって生計を維持している者だ、こういうふうになってまえになつておるから、いわゆる被扶養者が実際にありながら、どちらからも認定を受けないで済むらんになつてしまふ、現実にいわゆる共済組合の医療給付を受けられない、こういうふうな不都合は出ないはずだ、こういう抽象的答弁があつたわけであります。そこで、事実関係を明らかにして、この問題を今後どう統一的に処理していく、そういう不合理がなくなるかという問題についてはつきりさせ、こういうことにいたしましたけであります。

現実の問題として手元に届いております資料によりますと、国家公務員の郵政省関係で、会計検査が郵政局から末端の郵便局に対してあつた、こういうところから問題が出たわけですが、一人は徳島県の川井郵便局につとめている新田仁志さん、こういう郵政職員がおりますが、その奥さんが近くの木屋平小学校、ここにつとめております。それで、参考までに申し上げますと、御主人の郵便局員新田仁志さんが二万四千三百円で、一万一千五百円、こういう具体的な事例でござります。この御夫婦は三人の子供があるわけあります。いまここに証明書が届いておるわけですが、小学校のほうでは長男一人だけが奥さんのほうの扶養者として認定をされている、こういうことになつております。ところが、長女と次女の場合は、これが郵便局のほうでは、給料が安いからと、いうので全然認定になつてない、被扶養者として認めないと、ういうことで取り扱われておるわけあります。そのはかにも、扶養手当のほうに問題があるわけありますが、やはりこれも徳島県の石井郵便局の矢部勝義さん、本俸三万六千三百円、奥さんが四国銀行の国府支店につとめて四万九百円、こういう内容でありますが、子供さんが二人おります。これは四国銀行の奥さんのほうでも被扶養者として認定をしないし、郵便局のほう

うでも認定をしないということで、済むらんになります。兩方から被扶養者として医療給付を受けられることができない状態になつておる、こういう事実関係が明らかになっているわけです。これは、この前抽象的に、法律のたてまえは被扶養者といふことは、組合員の収入によってその主たる生計を立てまえになつておるから、いわゆる被扶養者とされる腹案があつらうかと思ひますので、その所管において御答弁されたらけつこうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 給与課長に聞いたのは、こういう場合があるのだという現実の例をあげまして、これは国家公務員共済組合法のことです。つまり、大蔵省の見解はどうなんだということです。が、また、たいへん抽象的な答えだけをなさつたわけですが、問題はそれではやはり解決しないわけですが、現にこういう問題が起つておるのですから。これはまただんだんに質問をいたしていきますけれども、きょうは郵政省の人事局長もお見えになつておりますので、主として、いま問題が起つておるといいますか、この種の問題が集中的に出ているのは、郵政関係を軸にして、いろいろな問題が郵政の共済組合と地方公務員の場合であるいは健康保険の場合、あるいはまた公企体の場合、郵政職員が御主人であるということと、それのところに、民間に、あるいは公企体にあるいは地方公務員に奥さんがつとめておる、しかも、その奥さんのほうが給料が高いといふ、大体そういう共通的な事例をめぐつて問題が起きて、現実に夫婦共かせぎの中で、極端な差はないとしても、あるいはまたある場合もありますけれども、いずれにしても、両者の協力によって扶養されているに違いない子供のうち、全部ある企業にあっては地方公務員に奥さんがつとめておる、しかも、その奥さんのほうが給料が高いといふ、大体そういう共通的な事例をめぐつて問題が起きて、現実に夫婦共かせぎの中で、極端な差はないとしても、あるいはまたある場合もありますけれども、いずれにしても、両者の協力によって扶養されているに違いない子供のうち、全部ある企業にあっては地方公務員に奥さんがつとめておる、しかも、その奥さんがつとめておる、大蔵省が答えたのですが、それが受けられないという事例なわけなんですが、そういうことに対して、これは大蔵省が答えたのですが、それをおりの運用を郵政省としてはやつたわけなんですね。給料の高いほうに扶養義務者として認定をす

るということに取り扱いを厳格にやつた、こういうことから問題も起きたわけです。こういう事例は、徳島県だけではなくてほかにもあるよう聞いておりますが、そういう事例についてどの程度把握をおられるか、あるいはまた、これを今後どのようにして、そういう不合理と申しますか、どちらからも被扶養者として認定を受けられない、したがって医療給付も受けられない、あるいはまた、この問題とは直接関係ありませんけれども、給与法上の扶養手当とも関連いたしますが、それはさておいて、この共済組合法の医療給付を受けられない事態を解消していくためにどうお考えを持って対処されるか、このことをひとつ郵政省からお聞きいたしておきたいと思います。

○山本(博)政府委員 ただいま御指摘になりましたように、私のほうの関係といたしましては、両方から扶養親族として認定されない件数が全国で七件ございます。これは、ただいまお話をございましたように、俸給が奥さんのほうが高いということで、現在の認定方法によりますと、子供さんたちが医療給付を受ける機会がなくなるというケースでございます。確かに、こういうような事がござりますことは、現在の認定方法そのものを厳格にいたしましたと免れない問題として出てまいりますが、事実いたしましては、非常に不合理な点を私たちも認めますので、私たちいたしましては、これは労働組合との間に、手当の問題としてある程度の基準をきめまして、それに即しまして、この扶養親族の認定としての医療給付の問題が起こってくるということをございますので、労働組合とも話をいたしまして、大体一定の基準を設け、その基準によつてこういう矛盾を解消するという方法を現在組合と話しまして、大体この方法によりますと、現在ござります七件は、ほとんど全部解決をするというふうに考えております。

現在の取り違ひの模様は以上でございます。

○広瀬(秀)委員 何らかの基準を設けていきたい

ということです。承るところによると、大体六十歳以上との両親が被扶養者として認定されるかされなかという限界の収入限度額といいますか、これが十万八千円だということ、月額九千円程度、郵政職員の御主人のほうがその程度の差であれば、どちらからも被扶養者として認めていく、こ

ういう見解でございますか。

○山本(博)政府委員 大体そういう基準で処理したいと思っております。

○広瀬(秀)委員 これは大蔵省に聞きますが、そ

ういうことでおやりになられる。それでは、月額一萬円の差があった、そういう場合には、やはりまたそこに問題が発生する可能性があるわけですね。その場合に、そういうことで、これはやはり相手のあることありますし、そういう事例もこれから出てこないとは限らないわけであります。給料の差が、奥さんのほうが月額九千円以上高くな

い場合ならば、それで郵政省の問題は片づくけれども、それがもう少し上回る差が出てくる、こう

いう事例だって必ずしもないわけではない。それ

ではやはり制度的にこの問題は解決したとは言え

ないわけですね。その問題について、一体どうお

考えになり、どう対処されるか。

○津吉説明員 お答えいたします。

先ほど私、ちょっと先生の御質問をはき違えま

して、お答えが合わなかつたかも知れません。そ

れからまた、いまの御質問につきましても、まことに失礼でございますが、所管の問題でありますけれども、私のほうでお答えをすべき問題ではない

と思います。

○志村説明員 お尋ねの点でございますが、具体

的にお尋ねの点でござりますが、具体的に主たる扶養者がだれか、その場合の認定基準

という問題、あるいはその運用という問題にならうかと思いますが、このたてまえにつきましては、地方公務員の共済組合法の場合、國家公務員の

それと同様にしているわけでございます。お尋ね

のようないふうにつきましては、あくまでも、社会通念あるいは扶養の実態ということにかんがみまして認定すべきものでございますが、一般的には、

私たちが全然なくなってしまうというような場

合もございますので、私どもいたしましては、

その実情に応じまして、全員をある一人の組合員

の被扶養者にする、あるいは分けてやるというよ

うに、これはあくまでも実情に応じて適正に認定

をしていくべきではないか、かように考えている

わけでございます。

○広瀬(秀)委員 厚生省にお聞きいたしますけれ

ども、健康保険の場合に、先ほど例を一つあげた

わけですが、先ほどのような実態がある。これに

対して、厚生省としては将来どうしていかれるつ

もりですか、こういう不合理が田た場合にです

ね。

○広瀬(秀)委員 厚生省にお聞きいたしますけれ

ども、健康保険の場合に、先ほど例を一つあげた

わけですが、先ほどのようないふうにつきましては、ただいま自治省のほうから御答弁が

ございましたように、当該世帯における家庭の実

態、その他、社会通念によりましてもさばくわけ

でございますが、一般的に申しまして、一番目安

になるのは俸給の多寡であると思います。しか

し、それは申しますものの、個々の世帯の実態に

よりまして、必ずしも所得の多寡によって論ずる

ことができる場合が多いようございまして、

そういう場合における取り扱いにつきましては、

これまた、いま自治省から答弁がございましたよ

うな方式でやつております。

○広瀬(秀)委員 いずれにしましても、こういう

事態が出て、現実にこの問題が片づいていない、

不合理というものが出ておるんだ、これを現地で

話し合いをしてもなかなかまとまらぬというケー

スが非常に多いわけです。これについては、いろ

いろなケースが千差万別あるだろうと思うので

す。どのくらいの給料の違い、それから、生活の実

りますと、要旨は、いま申し上げるような立場でわかれ理解をしておるわけですが、所得のみをもって認定すべきではなくて、主として職員の扶

養を受けているかどうかによって認定をすべきも

のと解する、なお主として職員の扶養を受けています。したがいまして、われわれ大蔵省給与課

のほうで扶養手当の運用をいかにするか、どう考

えるかという点につきましては、直接の問題でございませんが、そういうふうかという点は、これは家計の実態及び社会常識等を根拠として判断することになる、こ

ういう通達を人事院として出しておるわけでござ

ります。したがいまして、われわれ大蔵省給与課

のほうで扶養手当の運用をいかにするか、どう考

えるかという点につきましては、直接の問題でござ

いませんが、そういう人事院通達が出ておりま

す。それに従つてわれわれ自身もやっております

が、遺族が全然なくなってしまうというような場

合もございますので、私どもいたしましては、

その実情に応じまして、全員をある一人の組合員

の被扶養者にする、あるいは分けてやるというよ

うに、これはあくまでも実情に応じて適正に認定

をしていくべきではないか、かように考えている

わけでございます。

○広瀬(秀)委員 厚生省にお聞きいたしますけれ

ども、健康保険の場合に、先ほど例を一つあげた

わけですが、先ほどのようないふうにつきましては、ただいま自治省のほうから御答弁が

ございましたように、当該世帯における家庭の実

態、その他、社会通念によりましてもさばくわけ

でございますが、一般的に申しまして、一番目安

になるのは俸給の多寡であると思います。しか

し、それは申しますものの、個々の世帯の実態に

よりまして、必ずしも所得の多寡によって論ずる

ことができる場合が多いようございまして、

そういう場合における取り扱いにつきましては、

これまた、いま自治省から答弁がございましたよ

うな方式でやつております。

○広瀬(秀)委員 いずれにしましても、こういう

事態が出て、現実にこの問題が片づいていない、

不合理というものが出ておるんだ、これを現地で

話し合いをしてもなかなかまとまらぬというケー

スが非常に多いわけです。これについては、いろ

いろなケースが千差万別あるだろうと思うので

す。どのくらいの給料の違い、それから、生活の実

りますと、要旨は、いま申し上げるような立場で

わかれ理解をしておるわけですが、所得のみを

もって認定すべきではなくて、主として職員の扶

養を受けているかどうかによって認定をすべきも

のと解する、なお主として職員の扶養を受けて

います。したがいまして、われわれ大蔵省給与課

のほうで扶養手当の運用をいかにするか、どう考

えるかという点につきましては、直接の問題でござ

いませんが、そういう人事院通達が出ておりま

す。それに従つてわれわれ自身もやっております

が、遺族が全然なくなってしまうというような場

合もございますので、私どもいたしましては、

その実情に応じまして、全員をある一人の組合員

の被扶養者にする、あるいは分けてやるというよ

うに、これはあくまでも実情に応じて適正に認定

をしていくべきではないか、かように考えている

わけでございます。

○広瀬(秀)委員 厚生省にお聞きいたしますけれ

ども、健康保険の場合に、先ほど例を一つあげた

わけですが、先ほどのようないふうにつきましては、ただいま自治省のほうから御答弁が

ございましたように、当該世帯における家庭の実

態、その他、社会通念によりましてもさばくわけ

でございますが、一般的に申しまして、一番目安

になるのは俸給の多寡であると思います。しか

し、それは申しますものの、個々の世帯の実態に

よりまして、必ずしも所得の多寡によって論ずる

ことができる場合が多いようございまして、

そういう場合における取り扱いにつきましては、

これまた、いま自治省から答弁がございましたよ

うな方式でやつております。

○広瀬(秀)委員 いずれにしましても、こういう

事態が出て、現実にこの問題が片づいていない、

不合理というものが出ておるんだ、これを現地で

話し合いをしてもなかなかまとまらぬというケー

スが非常に多いわけです。これについては、いろ

いろなケースが千差万別あるだろうと思うので

す。どのくらいの給料の違い、それから、生活の実

りますと、要旨は、いま申し上げるような立場で

わかれ理解をしておるわけですが、所得のみを

もって認定すべきではなくて、主として職員の扶

養を受けているかどうかによって認定をすべきも

のと解する、なお主として職員の扶養を受けて

います。したがいまして、われわれ大蔵省給与課

のほうで扶養手当の運用をいかにするか、どう考

えるかという点につきましては、直接の問題でござ

いませんが、そういう人事院通達が出ておりま

す。それに従つてわれわれ自身もやっております

が、遺族が全然なくなってしまうというような場

合もございますので、私どもいたしましては、

その実情に応じまして、全員をある一人の組合員

の被扶養者にする、あるいは分けてやるというよ

うに、これはあくまでも実情に応じて適正に認定

をしていくべきではないか、かように考えている

わけでございます。

で入っているということも聞きましたけれど、そういうようなことは、これはいわば抽象概念であります。そういうことで、現にその話し合いに入った地方公務員の場合だ、その共済組合の係の者と郵政省の係の者とで、子供三人のうち、二人はあんのほうで持つてくれ、うちのほうは安いんだから一人は持ちましょ、こういうことをやつても、地方公務員のほうでは、給料が高いといつたって、だんなさんのほうで二人持つてください、こういう事例というものは事実出るわけですね。そういった場合に、これをどう調整して、どう話し合いの決着をつけていくかということは、一体どこが責任を持つてやりますか。話し合いがやつぱり依然としてならざるを得ないわけですね。これは一体どうなりますか。

○小沢政府委員 私は政府全体の調整の任に当たる責任者ではありませんけれども、私、ただいま

御審議を願つておる主管の政務次官として、おつ

しやいますように、被扶養者がどこかで穴があい

ちゃつてどこへも行くところがないという、こん

なばかな事態を放置するわけにはいきませんの

で、しかし、それぞれの短期給付の当面の責任者

にしますと、自分のほうの短期給付の行使、それぞ

れやはり収支状況というものが非常に問題なもの

ですから、何も自分のほうで全部被扶養者をかか

える必要はないのではないか、それは向こうのほ

うじやないかというようなことが起こって、そ

ういうようなことになるのじゃないかと思ひます。

したがいまして、この解決は、どうしてもそれを

の法律主管の審議会にまかしておいてもやはり

そこにプランクが出るおそれがありますので、お

そらく木曜日に政務次官会議がござりますから、

その際、私各省の政務次官とよく協議いたしま

して、そういう事態の今後起らぬようになら

れ、努力いたしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 これは、ばらばらに共済組合が、そらく木曜日に政務次官会議がござりますから、そこで、法律主管の審議会にまかしておいてもやはり

の法律主管の審議会にまかしておいてもやはり

そこにプランクが出るおそれがありますので、お

そらく木曜日に政務次官会議がござりますから、

その際、私各省の政務次官とよく協議いたしま

して、そういう事態の今後起らぬようになら

れ、努力いたしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 これは、ばらばらに共済組合が、

あつて、それぞれその財源等の充実の度合い等も

違うというようなことで、弱いところはやはり

違うだけ引き受けたくないというような、そういう

う気持もあるというようなことから、こういう問

題も出ると思うのであります、これはやはり厚

生省にもまたがることだし、自治省にもまたがる

ことだし、あるいは、その他各省にそれぞれ共済

組合を持っておる所管のところは全部関係がある

わけです。そういう場合に、やはりそれを調整し

て各省間で話し合えば、必ずこれはどこでできま

りがつく性質の問題です。しかし、現実の問題で

は、現地の第一線でやり合つておつて、なかなか

話がきまらぬということと現在こういう動きが出

てありますから、そういう関係の問題が出た

ら、地方からこういうことでまとまらぬというよ

うなものが出来たならば、各省の連絡会議というよ

うなことで、そういう問題をすっぱり処理し得る

ようなそういうものを、これはどこまで権威ある

ものであるかは別にいたしまして、実際上の運用

として、そういうものをぜひひとつくつもらら

たい。各省の担当の課長クラスあたりで実際の

出先の状況を把握して、こうしようじやないかと

いうことで、上部の考え方として裁定をして、勧

告をしていくというようなことになれば、大体に

おいて問題はすっきり解決するであろうと思う。

そういう点でひとつ配慮をする、そういうような

お答えをこの際いただきたいのです。

○小沢政府委員 おっしゃるとおりに善処いたし

ます。

○広瀬(秀)委員 すぐにやつてもらいたい。

○堀委員 関連して。

いま政務次官のおっしゃったこといいのです

けれども、善処というのは、後がはつきりしませ

んからね。実はこの問題は、扶養手当の問題と社

会保障の問題と、二つあるわけですからね。私の

ほうは、いまここで扶養手当をどうするかとい

う問題は、これは各所管の問題がありましょ

うら、これは一応別にしても、扶養手当の問題を離

れて、社会保険、社会保険として、その両方が社

会保険の被保険者でありながら、被用者保険の被

保険者ではありませんので、したがいまし

て、私が申し上げますのは、健康保険であらう

と、地共であらうと、あるいは公共企業体のあれ

であろうと、私学共済であらうと、そういうもの

をひつくるめまして、どちらかで必ず家族が見れ

むずかしい問題ではないわけですね。まず、共済

政策としてあり得ようはずがないわけです。そ

うすると、どういう处置をするかといえば、そんな

ことだ、ということをばちときめれば、そ

れでありますから、そういう問題が出た、はみ出

した、はみ出した残りは全部健康保険で見るの

なら、現地の第一線でやり合つておつて、なかなか

話がきまらぬということと現在こういう動きが出

てありますから、そういう関係の問題が出た

ら、地方からこういうことでまとまらぬとい

うよ

うなものが出来たならば、各省の連絡会議とい

うよ

うなことで、そういう問題をすっぱり処理し得る

よ

うなことで、そういうものをぜひととつくつもら

ら

うたい。各省の担当の課長クラスあたりで実際の

出先の状況を把握して、こうしようじやないかと

いうことで、上部の考え方として裁定をして、勧

告をしていくというようなことになれば、大体に

おいて問題はすっきり解決するであろうと思う。

そういう点でひとつ配慮をする、そういうような

お答えをこの際いただきたいのです。

○堀委員 私がいま申し上げたのは、こういうこ

となんです。

のほうでは、共済が独自でやられてもけつこうなんだ、それに対しても別に文句を言うつもりはないんだ、こういうことで、お互いにボールを投げ合いで責任を回避するような状況が見られるわけあります。これは今日、日満日が通算をされ、日満が通算をされている段階において、満日ケーズといわれる、最初満鉄に入った期間を、現在公共企業体なり国家公務員としておられるそういう人たちが実質期間としては通算されない、最短年限に達するまでだけは見ようという、いわば、きわめて中途はんぱな解決しかなされていないというこの問題に對して、現実に非常に大きな不合理が出ている。こういう問題について、一体、恩給の措置を待つてしかできないものであるかどうか、恩給の措置を待つたずにも、前向きの姿勢で、実施を前提にして検討を進め、実施の方向に持っていく、こういう気持ちがあるかどうか、この一点だけ、率直な意見を、よき返答を聞かしてもらいたい。時間がありませんので、あまりまた食いつかないでもいいような答弁を願います。

○小沢政府委員 御納得いただけるかどうかわからりませんが、この前の委員会でも申し上げましたように、やはりこれは事柄の性質上、恩給先行でないと困りますので、恩給のほうでそういうような取り扱いが行なわれて初めて私どもがついていく、というとおかしいのですが、これはそうせざひ御了解いただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかというこ

とばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかというの

のほうでは、共済が独自でやられてもけつこうな

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

は昇格、昇給の基準につきましては、人事院細則

の九一八一二によりまして学歴あるいは経歴の認

定をいたすわけありますが、これによります

と、過去における取り扱いが、御承知のように、

同種の職種につきましては八割、それから兵役期

間について、抑留期間も含めてでございますが

○津吉説明員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかというこ

とばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかというの

が、そのままわれわれのほうに流入してくるとい

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

は昇格、昇給の基準につきましては、人事院細則

の九一八一二によりまして学歴あるいは経歴の認

定をいたすわけありますが、これによります

と、過去における取り扱いが、御承知のように、

同種の職種につきましては八割、それから兵役期

間について、抑留期間も含めてでございますが

○津吉説明員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかというこ

とばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかというの

が、そのままわれわれのほうに流入してくるとい

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

は昇格、昇給の基準につきましては、人事院細則

の九一八一二によりまして学歴あるいは経歴の認

定をいたすわけありますが、これによります

と、過去における取り扱いが、御承知のように、

同種の職種につきましては八割、それから兵役期

間について、抑留期間も含めてでございますが

○津吉説明員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかというこ

とばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかとい

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

は昇格、昇給の基準につきましては、人事院細則

の九一八一二によりまして学歴あるいは経歴の認

定をいたすわけありますが、これによります

と、過去における取り扱いが、御承知のように、

同種の職種につきましては八割、それから兵役期

間について、抑留期間も含めてでございますが

○津吉説明員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかとい

うとばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかとい

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

は昇格、昇給の基準につきましては、人事院細則

の九一八一二によりまして学歴あるいは経歴の認

定をいたすわけありますが、これによります

と、過去における取り扱いが、御承知のように、

同種の職種につきましては八割、それから兵役期

間について、抑留期間も含めてでございますが

○津吉説明員 お答えいたします。

恩給のほうでやればそのままやれるかとい

うとばに、二つ意味がございまして、われわれのほ

うでは、御承知のように、共済年金は恩給をそ

のまま引き継いでおりますので、恩給公務員期間と

いうものを通算しておるわけでございます。その

恩給公務員期間というものの自体については、これ

は恩給法のほうでどうおやりになるかとい

う問題でございます。

それから、たとえば満鉄のケースのように、官

吏相当として恩給のほうで、完全通算あるいは最

短年限までの通算ということをおやりになりま

した場合に、それを雇用人の面においてどのよう

にバランスをとつてわれわれは見ていくかとい

うので、あくまでそういうことで恩給のほうの措置

といふものに追随せざるを得ない事柄の話でござ

いまして、別に、誠意のあるなし、あるいはやる

気のあるなしという話ではございませんので、御

了解を願いたいと思います。

○広瀬(秀)委員 あとまだ二人質問者が残ってお

りますので、私、この辺できょうはやめておき

ます。

○三池委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 人事局長がちょっと所用がある

そぞうでございますので、初めにそちらのほうの問

題から何しますが、人事院総裁もお見えでござ

ますが、これは人事院とそれから人事局に共通の

問題であります。

ただいま広瀬委員が話をいたしました問題にも

間接的関係があると私は思うのですが、

いま、御承知のように、初任給の決定とかあるい

しては、従前からおりました者に対しまして約三三%のハンディキャップをつけまして、つまり、いわゆる二分の三計算ということをやつておるのでございます。この関係につきましては、従前から、一つには、官職に採用される場合の資格がそういうことで適當かどうかという問題、それから一度につきましての均衡問題、そういう関係におきまして、民間の労働が逼迫してきた場合などには、そういう関係はいろいろ変化してまいりますので、そういう関係を絶えず注目をして、必要に応じて、かなりにわたって逐次改正をしてまいっているのでござります。しかしながら、この関係は、現在おきましても、大体大まかには民間の状況とそぞ違つていいという点が現在の事情でございますが、なお、どうしても今後のために必要だというような場合には、先ほど御指摘のような特例を設けまして、二分の一を採用するとか、そういうことをやつておるわけですが、現いままで、従前から採用された人につきましては、現在に比べてきつく採用されておるという面がござります。

そういう関係につきましては、いわば逆転を生じないという点におきまして是正をしてまいつておきましても、新しい制度におきまして全部修正をするということになりますと、やはり従前からの均衡の問題、そういう関係で、最近にやつたのでありますけれども、相当この問題の反響がございまして、そういう関係につきまして、やはりいろいろ問題がある。したがいまして、今後もそういうバランス関係を考えながら、あまりひどい場合にはそういう点の指摘をいたしまして、必要に応じて妥当な是正をし得る場合にはす

るというようなことを指導してまいつておるのであります。今後そういう関係を注意してまいり

しては、従前からおりました者に対しまして約三

たいというふうに思つております。

○村山(喜)委員 おっしゃるとおり、逐次改善を

お出しになれば、それに基づいて、やはり給与

を

されて、採用しがたき職種等については二分の二でござります。この関係につきましては、人事院のもののがとられておることは事実であります。しかしながら、四十年一月十一日に人事院の通達で、旧満鉄在職期間の経験年数の換算についての通知によりますと、外國政府職員としての在職期間に準じて取り扱つてよろしいということになります。ところが、前に採用されておるわけであります。その期間は〇・二五しか、四年の一しか見られていない。そうして、実際上は十五年間苦勞をいたしましても、やはりそれは三分の二は切つて捨てられるわけでござりますから、五年間が七年分に認められる、だから八年後の後輩と同じ給料で採用をされたといふ事例があります。その点でも十分注意をさせまして、これはひどいじゃないかということが見つかりました際に、給与簿を調べさせていただきますような場合に、そういう点にも十分注意をさせまして、これはひどいことがあります。そういうようなことから、今日のこの通算の問題をめぐりまして、年金の問題として要求が出てきているその基本的な根源は、私は、あとからそういうような過去において採用した者の前歴計算の不合理は正というものが国鉄においてはなされていない。そこにこの問題が出てきている。あとからそういうような取り扱いの通達がなされまして、有利な取り扱いになるようになつたならば、それを受け、やはりそのような方向で國鉄としては善処をするというのが正しい方向ではないかと思うのであります。あなた方は、そういうような取り扱いが変更になつたあとをどのように今日まで処置しておいでになつたのですか。

○中西説明員 ただいまの御質問の問題につきましても、私は、だから、たとえば兵役の問題一つを取り上げてみましても、兵役の期間、並びに引き続いて抑留された場合等においては、

これは職務に關係のある者については十割見る、そうでない者についても八割は見るということです。給与上は見られるようになります。しかし、恩給法上はこれが十割以上に戦地加算までついて認められるという式になつておるわけです。そこに私は、まことに現在の給与の算定基準と、恩給のそういう資格年数を付与する場

達をお出しになるだけでなく、そのような通達をお出しになれば、それに基づいて、やはり給与の不合理は正というようなものについては実施ができるよう努力をされるのが当然だと思うのであります。しかし、その点はいかがでござります。しかしながら、四十年一月十一日に人事院の通達で、旧満鉄在職期間の経験年数の換算についての通知によりますと、外國政府職員としての在職期間に準じて取り扱つてよろしいということになります。ところが、前に採用されておるわけであります。その期間は〇・二五しか、四年の一しか見られていない。そうして、実際上は十五年間苦勞をいたしましても、やはりそれは三分の二は切つて捨てられるわけでござりますから、五年間が七年分に認められる、だから八年後の後輩と同じ給料で採用をされたといふ事例があります。その点でも十分注意をさせまして、これはひどいことがあります。そういうようなことから、今日のこの通算の問題をめぐりまして、年金の問題として要求が出てきているその基本的な根源は、私は、あとからそういうような過去において採用した者の前歴計算の不合理は正といふのが見つかりました際に、給与簿を調べさせていただきます。そういう事例が出ることがございます。そういうときには、やはりそれを具体的につかまえて、具体的に、一体どういうことでこうなつておるのか、そういうことを、やはり所属官庁のほうに照会いたしました。なるほど、これはちょっと扱いが不親切ではなかつたかと、いうことがあれば、そのつどそれを御注意申し上げておるというだけの心配りは十分やつておるつもりでござりますし、今後も努力してまいりたいと思っております。

○村山(喜)委員 私は、だから、たとえば兵役の問題一つを取り上げてみましても、兵役の期間、並びに引き続いて抑留された場合等においては、

これは職務に關係のある者については十割見る、

そこまでいるように実施の時期がおくれてしまつたのではこれは意味がないわけあります。仲裁

裁判については、原資があろうがなかろうが、と

にかく裁定どおりにやるということと、従来政府は裁定については忠実に実行してござりました。今回の場合においても、国鉄の場合等においては、財源がない、しかし、何らか、今後において補正予算をするか、あるいは他の企業収益の増加によってまかなうか、何らかの道をつけることによつてその裁定の実施をやろうという態度で臨んでおられることは、私たちもよくわかつておるのでございますが、この公務員の給与改定についても、その内容的な問題もさることながら、いわゆるこれを実施しようといふ、その尊重をいたしますといふ内容のものがやはり勧告どおりにやつてもらわなければ、それに見返った形で公務員のストライキ権というものが制限をされている、その公務員を保護するためにつくられたものであるといふ立場からするならば、当然政府が責任を持つて人事院勧告のとおりに実現をするという立場でなければならないと思うのであります。

○水田国務大臣 人事院の勧告は從来も尊重してまいりましたが、從来と同じようく、今度も勧告が出ましたら尊重いたすつもりであります。

○村山(臺)委員 勧告の内容については、あなた方は尊重されたでしよう。人事院勧告の内容のとおり実施された。しかし、実施の時期については、財政上いろいろな理由があるので、九月から実施ということとて値切られてこられたでしよう。これは、從来尊重してきたから、從来のとおりやるといえど、九月からやるという意味ですか、大蔵大臣。

○水田国務大臣 御承知のように、まだ勧告は出しておりませんので、勧告が出来ましてから、それを政府は検討の上、これを尊重して実施するという方針でございますが、まだ勧告が出ていませんので、何月にさかのぼれというような、まだ勧告を受けておりませんから、いまのところは何とも申し上げられません。

○村山(喜)委員 いまのところは何とも言えないと。もちろん、白紙の状態にあるだろうと思うのですが、私は、やはり大蔵大臣のこの勧告を受けたの態度というものは、前向きの形で受けとめてもらわなければならぬと思うのです。やはり政府としての基本的な姿勢だらうと思うのです。が、その点だけでも言えませんか。前向きの形で対処するということは言えませんか。いかがですか。

○水田国務大臣 これは私の考えですが、しばしば申し上げましたように、前向きということとばかり、さかのぼることが前向きであるが、もつと公務員には損のないいろいろ給与の上げ方があるいはせぬかということを、政府部内でこの三年間研究しておりますが、今年度は間に合わなかつたといふいきさつもございまして、この勧告のしかた、政府のこれに対する措置のやり方によつては、私は、いまよりもいい公務員のベースアップのしかたはあるのじゃないかと思つておりますので、前向きということになりましたら、むしろそういうほうが前向きであつて、予算を組んでしまつた後に、勧告でずらずらさかのぼるというようなことのほうが、私は少しうしろ向きみたいな気がするので、そこらの点については、私どもはこれから十分合理的な考え方をしようといま研究しておるところでございますので、ただそのままさかのぼれば前向きというふうには、いま私は考えておりません。

○武藤(山)委員 関連。

大臣は、五月十八日の参議院内閣委員会におきまして、公務員は他の公企体や民間と比較して不利になつてゐる、そこで、不利にならないように

やり方を考えようと思う、こういう答弁をしておるのでよ。議事録もここにあります。

そこで、人事院総裁、いま公務員は、民間と比較してどういう格差がついているか。それから、公共企業体と比較してどのくらい賃金の格差があるのか。常に皆さんのほうでは五月実施を勧告しているにもかかわらず、九月あるいは十月からしも承知の上で参議院でそういう御答弁をなさったと思うのです。そこで、その実態の数字をちょっと明らかにしていただけませんか。

○佐藤(達)政府委員 去年の調査の結果によつて去年勧告いたしまして、五月にさかのばつて実施していくべきだといふことです。そのことを水田さんも承知の上で参議院でそういう御答弁をなさつたと思うのです。そこで、その実態の数字をちょっと明らかにしていただけませんか。

去年勧告いたしまして、五月にさかのばつて実施していくべきだといふことです。そのことを水田さんも承知の上で参議院でそういう御答弁をなさつたわけで、完全にその間の格差が埋められたかどうかということは、精緻な議論としては言えないわけなんですが、とにかく実態としては、給与勧告の内容としては、一応その勧告によつて去年四月の格差は埋まつたと言えるわけで、その後一年たちましたいま、これがどういう格差になつておるか、これを私どもは四月現在で調査をいたしました。六千数百の事業所をシラミつぶしに当たつてその票を集め、目下集計中ということになりますので、その調査票をいづれ検討いたしましたが、はつきりした格差が出る、その格差がどちらの見込みになるかということは、先ほどおことばかりありましたように、いろいろ推測がありますけれども、私どもとしては推測はできない、この開票待ちということの一言に尽きるということでおるわけでござります。

○武藤(山)委員 総裁、いま調査しておるもののがわからぬということも真実ではないと私は思うのですよ。もう八月に勧告するんでしよう。八月のところにするということは、あと一ヵ月後ですよ。もう大体、人事院としては数字の詰め合わせはかなりできてると思うのです。いま調査段階

だと言つても、あと一ヵ月ですよ。ほんとうにできていなかつたのですか。できていないとすれば、去年の段階で、五月実施をしなかつたために民間とこういう差がつく、その数字はおそらく出ておるはずです。それだけでもけつこうですから、もし総裁で無理ならば、担当官がおるわけでしょう。その格差をちょっと明らかにしてください。

○佐藤(達)政府委員 一応私からお答え申し上げます。

去年、五月の実施期が九月に切り下げられたということによる額は出ます。出ますけれども、私どもとしては、もうすでに給与法の改正として国会でそれが成立してしまったものでありますから、今後ことしの分としては、これを全部御破算の新しい白紙の立場から四月調査をしなければならぬ、その結果によつてまた勧告を申し上げるならば、それについて完全な実施をお願いするという立場におるわけであります、ただいまのおことばに、もうそろそろわかつておるところではないかということがございましたけれども、これは十分御理解いただかなければならぬことでございまして、私どもはいろいろなデータがあります。いわゆる春闇による上昇傾向あるいは公労委の仲裁裁定あるいは物価の上昇というような客観的なデータはいろいろございますけれども、私どもは、それはさておきまして、やはり先ほど申しました六千数百の事業所、四十七、八万の民間の従業員を個々に当たつて、確実なデータをとらえて、その水準を求めて、そうして公務員の四月現在の給与と突き合わせて、そこで出た数字は絶対埋めていただきたいという形で、はつきりしたデータを掲げて臨んでおるわけでござりますから、先ほど申しましたように、目下まだ票を集めおる段階でございますから、全然見当はつきませんと申し上げるのが、一番正直ではないかと思ひます。

う委員会における質問に対し、去年の分を入れず、その前の四十年分までの三十五年から五カ年間で約九万六千円公務員は損をしております、金額にして約二千六百億円程度がおそらく値切られた、公務員が損害を受けた金額はこのくらいになるでしょう、そういう答弁をしておるわけですね。ですから、これは公務員が不利扱いをされておるということは大臣も認めておるわけですか。

○水田國務大臣 九月実施としますと、五ヵ月分ずつが毎年ずれて公務員の損になるということとで、十年間に五ヵ月の十倍というものではなくて、五ヵ月ずつ常にずれて損をしておるというふとでございますから、考え方、やり方いかんによつては、この損をさせない方法といふものも考えられるのではないかというふうに私は考えております。

○武藤(山)委員 そこで水田さんは、国会におけるもう一つの答弁の中で、三十九年に池田総理は一ヵ月早めて支給をした、その原因は、財政状態が好転をしたからなのか、他の原因なのか、こういう質問に對して、財政の事情ではないと思う、こう答えておるわけです。池田さんが當時一ヵ月繰り上げたのは、どういう理由でありますか。池田総理の誠意の問題である、公務員に対するあたたかい思いやりの問題である、こうお考えになりますか。

○水田國務大臣 沿革を申しますと、たしか、昭和三十四年の前だったと思ひますが、勧告があつても実施は翌年の四月からというのがそれまでの慣習でございまして、それを池田内閣になりまして、ちょうどそのとき私は大蔵大臣でございました。このとき初めて翌年の四月実施を十月に繰り下げるというので、十月実施というものをそのときから始めて二年やりましたが、池田内閣の三年

目に、田中大蔵大臣のときに九月へさらにさかのぼるという措置をとったと思ひますが、おそらくいま言われているような議論で、できるだけさかのぼれという議論を時の内閣が聞いて一ヵ月さかのぼったのじゃないか、財政上の理由ではなかつたのじゃないかというふうに私は考えておりまます。大臣の見解はどうですか。きょうの心境はどうですか。

○武藤(山)委員 どうも奇妙な意見が出てまいりましたが、そうすると、水田さんの本心は、勧告

は五月だと言わても、それは、従前は、三十四

年当時は翌年の四月から実施したのであるから、

五月に勧告を受けても九月にやるのは当然のこと

なんだ、五月から完全にきちっと実施するのじ

なくて、九月、十月にやるのはもう当然なんだ、

こういう認識に大臣は立たれておるのですか。人

事院の勧告が五月というのには、ことしの五月です

よ。この八月に勧告されるのはことしの五月なん

です。それあなたは昔の例を引っぱり出して、

昔は翌年の四月から実施したんだから、九月から

やることはより前進じゃないかといわんばかりの

ニュアンスの発言です。そういう認識は間違いだ

と思うのですが、いまでもそういう認識ですか。

当然五月からやるべきですよ。

○水田國務大臣 これは機会あるたびごとに私は

言つておりますが、予算を編成する、そうして、国

会が予算をきめるということは、これは非常に嚴

肅な仕事でございまして、国民の税をどう使うか

ということをきめることでござりますから、予算

の編成いどものは、非常に厳肅なものだと私は

考へています。ところが、これだけ厳肅なことを

与野党とも約一ヵ月かかってきめて、その間に不

要な予算はないかとか、これは多過ぎはせぬかと

を出さなければならぬという事態にぶつかる、し

かも、政府がそういうことをやつたら、これにならつて地方財政も全部そういうふうになるんだと

いうことが年中行事になつたら、なかなかこの敗

目には、田中大蔵大臣のときに九月へさらにさかのぼるという措置をとったと思ひますが、おそらく各省の予算を監査し、政府関係機関の監督をし

ると言われば、何かどこかへそういう予想

したもののみんな入れ込んでおかなければ、人事

院の勧告が出たときに対処できないというよ

うことは、国会自身、私どもが審議しておる予算

が、もう相当厳肅、厳密なものじゃないといつこ

とを承知の上でやつておるというなら、予算編成

についてのいろいろな国会のあり方といふもの

は、ずいぶん国民の前に忠実でないものになります

が、こういうことを非常に私はおそれております

までの、やはり予算というものは厳肅に執行さ

れる、むだがない、で、途中からそういうふうに

出てきた問題があつたら、三月にきめた予算をす

ぐに五月にさかのぼつてどうこうするというよう

月の予算編成にはきちんと公務員給与が予算の中

に入るようになつたらしいじゃないですか。それを

怠つておいて、泣くのは公務員だけ、犠牲を受け

るのは公務員だけ、制度がそくなつておるから、

その制度が気に食わなくとも、まずからうが、法

律で定められておるその規則に従つてできた結論

については、政府は忠実に守る義務があるのです

。責任はあるのですよ。しかも、スト権を取つ

ておいて、公務員には、人事院といふものによつ

てきちつと出すから、おまえたちはストをやるん

じゃないという法律をつくつておいて、今度人事

院が出すのが五月実施だから、予算ができちゃつ

てからだから予算の執行上好ましくない、まず

いい、そういう発言を大臣がここでできるはずはない

のであって、金が惜しいのではなくて、私はそ

ういう予算の仕組みというものについて国会は考え

ていのじやないか、私は、そのほうが前向きだ

といふうに考えて主張しておるのでござります

が、遺憾ながら、いまのところいい案がないで

困つておりますが、困つておるからといって、こ

のままそういう形のものをざるざるやるべきでな

いというのが、私の主張でござります。

○武藤(山)委員 これは大蔵大臣として、政府閣

僚として聞き捨てならぬ発言ですよ。法律をいつ

も提案している大部分は、それは政府の仕事じゃ

ありませんか。われわれ野党が法律改正案を出し

たって審議もしないで、政府案だけを審議してお

るのが国会の姿ですよ。そんなことは水田さんは

百も承知のはずですよ。もし五月勧告といふの

が、予算が編成され、実行段階に入つてから期

間でまずいというならば、政府は十月に勧告制度

を変更して、きちつと十二月の通常予算に予算が

ささい。

○塙崎政府委員 この点につきましても、しばし

ば申し上げましたように、四十二年度の歳入は四

1

月から始まりまして、五月の東洋水産の業績を発表し終った段階でございます。種々の計算もいたしておりますが、まだ私どもは、すぐに発表し得るだけの自然増収の見積もりを持ち合わせてない、これはやはりもう少し時期が経過いたしまして、客観的な、より信頼できる数字ができるまでから申上げると、うつぶ過去の慣例であります。

か、いうものは、別に法律事項ではございませんが、さかのぼるなら、四月にさかのぼらなければ意味がないというふうにも私は考えておりますので、そのため、もう少しやり方はないかと、いうことをいまでもまだ検討中ということです。まことに、できるだけこれは矛盾のない解決の今までのものであります。

〔三池委員長代理退席、委員長着席〕
もちろん、これは財政状況とにらみ合わしてや
なければならないことでしよう。しかし、従来
より毎年、预算の不採算によるたとえ何事か
が起つことになってしまつたわけでありまするが、
かし、今度八月に勧告が出来ました場合にも、こ
を全面的に実施するということが一番いいたて
えではあります。

からうるわせながら、右官手当の問題をめぐらす企
わせて考えなければならない問題が、いわゆる当
面の情勢ではなかろうかと思うのであります
が、そういうような点をお考えになつてはいるかどう
か、この点だけをお答えいただきたいのであります
す。

それから、私は太蔵大臣にこの際最後にお尋ね
をしておきたいのは、御案内のように、昭和二十
年

○武藤(山)委員 それでは塩崎さん、あなたが大蔵委員会で再三答弁をした見通しの自然増収約七千三百億円から七千五百億円程度、こういややの見通しについては、いまだそんなに狂っていないなあ答弁を大蔵委員会でしてきたとお考えですか、もう七千三百億円から七千五百億円の自然増収といふ見通しは、その場限りの、大蔵委員会で税法などをあげるために答えた数字であるということになりますか。もう一回その見通しのほどを、金額を示してひとつ……。

は、一月からの状態におきまして、当時の経済見通しに基づいて計算いたしたものでござりますので、私どもは当時の計算いたしまして、また正しいものだと考えております。ただ、見通しは、今後の見通しがどういうふうになるかというところにかかるものでございまして、私はこれまでの計算がそんなに間違ったというふうには考えておりません。

○武藤(山)委員　今までの計算、七千三百億円から七千五百億円の自然増収はそんなに譲っていないと思う、こういう主税局長の答弁ですね。本年は七千三百億円から七千五百億円の自然増収がやや見込まれるという財政状態、ですから、財政状態が好転をすれば予算執行後に生じた災害米価、人事院勧告、こういう問題については、政府は誠意を持って処理しようとするならば、完全実施が一番誠意を示したことになると思いますが、大蔵大臣の見解はいかがですか。

○水田國務大臣　先ほどの話にまた戻りますが、私は、公務員に損させるという考え方いさかかも

ければならないものであると考えております。しかし、ここ十年ぐらいの間完全実施ということが行なわれないで、いろいろ批判があり、また、私たちもいろいろの苦情を承っております。私、昨年十二月の初めに給与担当を引き受けまして、この問題に重要な関心を持ちまして、給与関係の人委員会と、もちろん大蔵大臣も入っておりまするが、ひとつ、今年こそは何か従来の批判から脱却するものやろうではないかということとで、御相談を続けてまいったのであります。しかし、いろいろな案がありましたがけれども、やはり今年も、四月に春闘の終わったあと調査、そして

通でないへん長く時間をとて失礼ですか
長官に一つだけ。
急務

それは、推計四万四千円ベースぐらいになる
いう見通しについて説明されておいでになります
が、この中で最近大きな問題になつております
は、住宅手当の問題だと思うのです。そして
た、この問題は、いわゆる暫定手当との関係が
ると私は思うのです。というのは、今日三、四
地がそのままの形で残されておる。これを定額
支給をしていく中において、都市手当的な性格
変わつていい、そういうような点から、人事そ
他については、これがあるがために非常に問題
残っているわけであります。この問題は、やは
す。

いという気持ちを申し上げたわけできいまして、何らお意はございません。少しでも前進す
態勢を示したいという気持ちのあらわれであります。

險數理に基づいて、短期のものは三二、三%といふところになつていいようでござりますが、これを今日計算をいたしてみますと、地方公務員がことしの十二月からまた長期の分が千分の四十五に上げなければ保險數理の上から合わないようになつてくるようであります。そして短期のものを三十二で抑えまして、これを十二カ月分納めるわけでござりますから、その倍率を掛けますと、大体上げたときに〇・九一四カ月分になるのであります。この数字から見まして、私たちは、長短合わせて、今日大蔵省メニュー等によりましても明らかかなように、公務員の給与の実態から見まし

そこで、私、共済の立場からお尋ねをしておきたいのは、この共済の掛け金率の限界をどこに置くのかということをやはり基本に抑えなければならぬと思うのであります。いま長期の負担が千分の四十四でございます。それに、それぞれ各保務員の給与との間に大きな開きがあることも事実であります。

て、一ヶ月分というものがもう限度ワクであろうと思ふのであります。そういうような問題について、あなた方はもちろんベースとの関係もありま

すけれども、公務員一人当たりの賃金が上昇をしたら、掛け金率は変わらなくとも保険金額は多く集まるわけでございますから、その点から、この問題についてはどういうお考えをお持ちであるのか。旧令の共済組合法の改正案を上げるにあたりまして、公務員の今日の生活の実態の上から、最高限度ワクといふものをどのあたりに設定をしたらしいのかということをお考へになつているとすると、お聞かせを願いたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 暫定手当の問題は、御承知のとおりに現在二段階残っております。ただ、現在残つております二段階を各地域についての物価の地域差と比べてみると、そう度はずれて不合理な形にもなつておらない。

それから、いまお話の人事の交流関係につきましても、御承知のように、十二ヶ月だけは保障してやつてあるというようなこともござりますし、いまぜひこれを何とかといふところまでは、あるいはない問題かもしれませんけれども、御承知のように、これまたわれわれとしては大きな宿題にしております。暫定手当、いずれはこれは基本的に改定しなければならないという宿題として、今日ただいまでもなお検討を続けておる段階でございます。

もう一つ、住宅手当をこれに関連してお話をありましだけれども、一つの根本的な改革の問題としては、たとえば、家賃の地域差というようなものを感じ込んで地域手当式なものに一本にならなければならぬというような基本的な考え方もある。ほらないではありませんけれども、当面私どもは、住宅手当は住宅手当として、これの検討を進めておる、しかし、何んにもやはり民間の状況というものがどうしてもわれわれとしては一番大きなりどころになりますのでありますから、毎年民間の企業の住宅手当の支給状況を調べておるわけで、ことしも調べております。これが、非

常に多くの企業が住宅手当を支給するということになりますと、公務員の場合もほってはおけないだらうということでございますが、昨年の調べでは、住宅手当を支給しておる企業体が三七%ですか、というようなことでございまして、これが圧倒的に多数の企業体が手当を支給するというところまでいきますかどうか、ことしも調べております。ことしの結果を見なければわかりませんけれども、そういうこととかね合いで考えております。しかし、一方において公務員の宿舎という実質的な面においては、これはどうしてもないがしろにできない問題でありますと、公務員宿舎に入っている人と入れない人とのアンバランスといふものは、どうしても少しづつでも解消していくかなければならぬということで、大蔵大臣にも毎年お願ひいたしまして、公務員宿舎の整備、それから独身寮の整備、これは着々やっていただいております。

○内田委員長 次回は、明十二日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

昭和四十二年七月十七日印刷

昭和四十二年七月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局